

子どもオンブズ・レポート2005

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の第7年次運営に関する報告

(2005.1~12)

2006(平成18)年3月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の 第7年次運営に関する報告

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下、「条例」とします）第20条により、2005年1月から12月までの第7年次における条例の運営状況等について、本報告書をもって市長に報告するとともに、これを公表します。

条例第1条はこの条例の目的を「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保すること」と定め、第2条は市及び市民が担うべき「子どもの人権の尊重」について定めています。

それらの、より一層の実現に向けて、本報告書が積極的に活用されることを、私たちオンブズパーソンは子どもの権利擁護の第三者機関として、心より期待するものです。

2006(平成18)年3月3日

川西市子どもの人権オンブズパーソン

代表オンブズパーソン 田中 文子

代表代行オンブズパーソン 羽下 大信

オンブズパーソン 池谷 博行

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 [平成10(1998)年12月22日 川西市条例第24号]

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第2条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

第7年次運営(2005. 1~12)に関する報告

第7年次の条例運営の報告にあたって	p4
I. オンブズパーソンの相談活動	p9
213案件で、延べ588件の相談	p10
助けを必要としている子ども(学齢別)	p14
相談受付の方法や場所などー子どもとおとなの違い	p16
コラムー活動の風景	p18
II. オンブズパーソンの調査活動	p23
3案件で、延べ82件の調査を実施	p24
第7年次に扱った調査案件のあらまし	p26
III. オンブズパーソンの広報・啓発活動(予防的活動)	p41
子どもたちへの広報・啓発	p43
おとなたちへの広報・啓発	p46
制度・活動に関する問い合わせ・視察等の受付	p50
IV. オンブズパーソンの会議等と情報公開	p53
オンブズパーソン会議の開催状況	p55
個々の事例に関する研究協議	p56
情報公開の対応	p56
参考資料	p57

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ

第7年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン等名簿

申立案件・自己発意案件の処理状況一覧(1999. 6~2005. 12)

子どものことであれは"だれでも"
オンブズ"パーソン"に相談できます。
もちろん、子どもも自分ひとりでも気軽に相談
できます。
もちろん、親や先生など、大人の人たちも
気軽に相談できます。
もちろん、秘密はかたく守られます!

フリーダイヤル 0120-197-505
(SOS)

（あ）（ま）（あ）
（と）（り）（ご）
（ま）（し）（ん）
（り）（ん）
（ご）（ん）



第7年次の条例運営の報告にあたって

第7年次（2005年1月～12月）の活動をふりかえって

第7年次は、オンブズパーソン3名のうち2名が交替、相談員4名のうち1名が交替し、また新しい体制で取り組むことになりました。

相談活動については213案件、延べ相談回数588件、調査活動については、3案件にもとづき、調査回数82件でした（図1）。そのうち、子どもとの相談件数は延べ225件、38.3%となり、過去最高となりました。初回相談が子どもからという案件数は50案件で全相談案件数の23.5%になりました。

これは、子どもにかかわることについては、その解決に向けて、当事者である子ども自身の気持ちや意見を尊重するという「子どものエンパワメント」を基軸とする本オンブズパーソン制度が切り拓いてきた取り組みの積み重ねによる結果であると言えるでしょう。

今年次も、私たちに寄せられた、子どもや保護者、先生方等の声に耳を傾け、「子どもの最善の利益」は何かをともに考え、子どもオンブズパーソンとしてできることは何か、条例に照らして検討してきました。よかった！と思えたケース、まあまあ何とかと思えたケース、残念ながらお懸念が残ったケースなど、様々ありました。

子どもオンブズパーソン制度が有効に機能するためには、まず、子どもオンブズパーソンの存在を、市民や市の関係機関に知っていただくこと、そして、必要なときには活用しようという認識を持っていただくことが土台となります。子どもオンブズパーソンの存在の認知は着実にひろがってきていると感じられるところですが、子どもオンブズパーソンとは何かということへの理解は、まだまだこれからの課題であると感じます。

子どものエンパワメントの観点に立ち、幅広い相談機能をもち、当事者間の調整機能や調査・勧告機能をもつ公的な第三者機関であるという本制度は、他に先例がありません。

子どもオンブズパーソンに寄せられる一人一人、ひとつひとつのケースに向き合い、子ども、保護者、先生方等関係機関の方々とともに、子どもの最善の利益の実現をめざす努力の中で、共通の理解を深めていかなければならないと考えます。

本年次報告書が、川西市子どもの人権オンブズパーソン制度への理解を広げ、深める一助として積極的に活用されることを心より期待するものです。

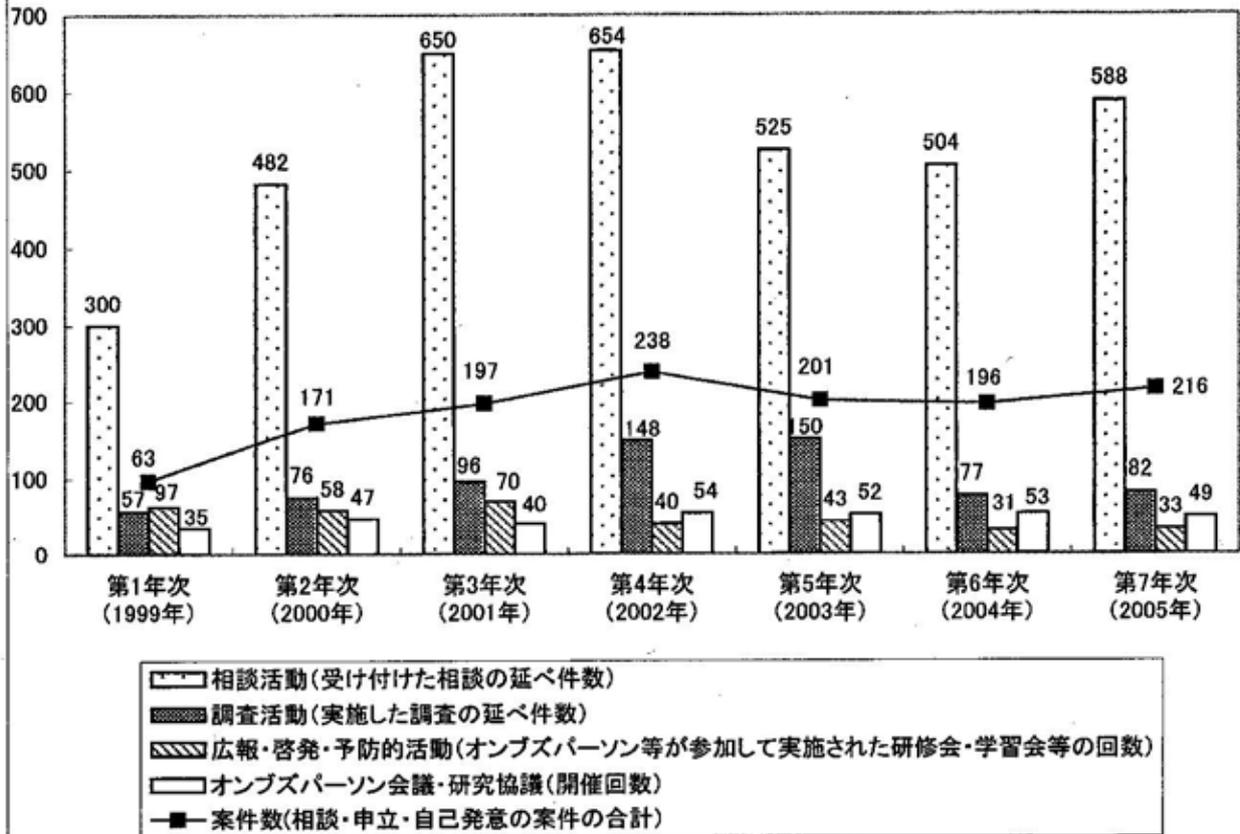
以下、今年次の相談・調査活動を中心にその概況を述べることにします。

相談活動から見えてくる子どもの現状

オンブズパーソンは市内の子どもの人権問題について広く受け付けています。公的第三者の救済機関として、子ども、親、教職員、市民が容易にアクセスできるように入口を広げ、必要ならば申立てを受け付けて調査を実施する用意のもと、相談に応じています。したがって、ここでいう相談は、救済プロセスの入口に位置するものであり、オンブズパー

(件・回)

図 I 条例運営の概況(活動件数など)



(注1) 第1年次の相談・調査活動は6月から12月までの7ヶ月間の集計
(注2) オンズパーソン会議は条例にもとづく原則公開の会議
研究協議はオンズパーソンとスタッフによる原則非公開の会議

ソンのもっとも日常的で、かつエネルギーを注ぐ重要な職務となっています。

第7年次は213案件、延べ回数588件を数えるように、同じ相談者が継続して相談することも比較的多く、相談者または当事者である子ども自身による問題の打開や解決を継続して支援してきた結果がこの数字に表れていると言えます。

オンブズパーソンの相談活動において、初回の相談者がおとなである場合にも、できるだけ、その相談者を介して当該の子どもにも会って話を聴き、子どもの回復や立ち直りを支援してきました。

オンブズパーソンは、誰にも言えず一人で悩み、我慢していた子どもたちと出会ってきました。まわりから自分の思いや意見を考慮されないまま、無力感を抱いている子どもも少なくありません。しかし、その後、オンブズパーソンに自分の意見をゆっくり聴いてもらったこと、自分で考える手助けとなるような情報を提供されたこと、そして、一緒に問題解決に向けて考えてくれたことで、元気や自信を取り戻していく姿がありました。

継続してオンブズパーソンにアクセスしてくる子どもたちは、これまで、幾度も裏切られ傷ついている場合や、まわりに合わせようと必死で努力して疲れている場合などがあります。オンブズパーソンはこうした子どもたちの声を受けとめてきました。子どもにとっては、きちんと秘密が守られ、けっして不利益を受けず、しかも解決に向けた効果的な方法があるという安心感が、オンブズパーソンの相談につながっていると思われます。

子どもが相談したい方法、場所や雰囲気などは、子どもにとっては重要な要素となっています。「電話だから話しやすい」という子どももいれば、「直接会う方が話しやすい」「遊びながら話をしたい」「話すときには友達がそばにいてほしい」という子どももいます。それは、何よりも安心して相談したい、という子どもなりの事情がうかがえます。子どもの相談内容は多様であり、アクセスの仕方も多様です。その多様性にできる限り対応するよう努力しています。

一方、親からの相談割合は以前として6割近くあり、いじめ、暴力、不登校などに関係して、子育てのことや学校等の指導・対応について悩み、利用する人も少なくありません。オンブズパーソン制度は、おとなの相談やその支援にも必要とされていると感じるところです。

調査活動から見えてくる子どもの救済

第7年次の調査活動は、前年度からの調査を含め3案件（2案件が中学校を対象）にもとづき、調査回数82件を実施しました。

「いじめ」「学校の指導・対応」「不登校」が問題となっていた案件では、オンブズパーソンから学校関係者に子ども側の認識や心情を伝え、対話のなかで子どもの理解を求めることができました。その過程で、子どもが他者の支援を受けながら、自らがその課題を超えていくこともできました。また、いじめの再発も払拭されて、子どもは登校できるよ

うなりました。これは、周りのおとなや子どもが受けとめてくれたこと（関係の構築）、自分の意見を伝えること（意見表明）を周りの子どもから保障されたことが大きかったと考えられます。

「教員の指導（暴力を含む）」「校則の問題」「学校の対応」「不登校」が問題となっていた案件では、学校の指導方法とその目的が、子どもと学校関係者とのポジティブな関係づくりを阻害している要因となっていました。子どもの心情も含めた意見を聴くという姿勢や、学校の校則違反に対する指導や別室指導に関し、その目的と方法が子どもの尊厳に適合するとはいえない場合も見受けられました。そして、第三者機関のオンブズパーソンの意見や判断が、残念ながら、必ずしも正確に理解されていない、あるいは理解はされていても、それを尊重する姿勢が見られないと感じられる場合もありました。

オンブズパーソンが設置されて7年が経過しましたが、これまで調査を実施して、とりわけ個別・具体的な救済によって明らかになった課題に対し、市の機関に再発防止に向けた提言を行ってきました。そして、今年次の勧告や意見表明の内容をあらためて読み返せば、これまでの提言内容と共通しています（たとえば、体罰防止に関する対応、いじめの訴えを受けたときの初期の対応等）。このようなことから、子どもの人権を守るために取り組むべき重要課題が川西市においてくっきりと見えてきたと思われまます。

実施機関におかれては、これまでの提言内容を十分留意していただき、権利侵害の防止に向けた取り組みを進めてもらいたいと願っています。

おわりに

冒頭で述べたように、子どもオンブズパーソンとは何かという理解は、まだまだこれからの課題です。広報・啓発活動をふりかえると、とくに学校教職員の皆さんとの学習会・研修会が少なく、対話の機会が限られていることが気にかかりました。オンブズパーソンには、学校に関係した相談が多く寄せられています。したがって、今後も教育委員会や学校と連携・協力して子どもを支援するために、オンブズパーソン制度の意味、解決方法やプロセス、活動からの見えてきた課題を共有していくことがますます求められています。オンブズパーソンの経験が、学校園において、子どもの視点に立ち、子どもとお互いに豊かな関係を築いていくための実践に活かされることを願っています。

全国的に、悲痛にも子どもが自死したり、おとなから命を奪われるケースが相次いだ1年でした。子どもが受けている人権侵害は必ずしも目に見えるものばかりではなく、身近な人たちが気づかないうちに、子どもがひとりで苦しんでいる場合もあります。これからも、子どもの SOS を受けとめる第三者機関の役割を果たしながら、関係機関と連携・協力して、川西市で子どもが安心して育つ権利が保障されるよう取り組んでいきます。

1. オンブズパーソンの 相談活動

**213 案件で、延べ588 件の相談
助けを必要としている子ども（学齢別）
相談受付の方法や場所などー子どもとおとなの違い
コラムー活動の風景**

1. オンブズパーソンの相談活動

□ 213 案件で、延べ 588 件の相談 □

第7年次は、原則として月曜日から金曜日の午前10時～午後6時までの間、相談を受け付けてきました。受け付けた案件の数は213件（第6年次案件数179件）、前年比19.0%増、延べ588件（同延べ504件）、前年比16.7%増となっています。なお、この件数の中には、相談者に他の機関等を紹介、あるいは必要な情報を提供して終了した案件、また、相談者の意向を踏まえて、学校・教育委員会、保育所・福祉事務所等、関係する機関に働きかけて調整活動を実施した案件も含まれています。

月別の相談受付件数：ほぼ例年と同様、第7年次も正月休みの1月と夏休みの8月は相談が少なくなり、電話カードやリーフレットを配布した直後の5月、10月などは新規受付の案件が増え、それに伴い延べ相談件数も増加する傾向が見られます(図1-1)。とくに、第7年次は10月～12月に毎月延べ70件を超える相談を受け付け、3ヶ月間のトータルで、221件を受け付けました。たとえば、1学期から問題が学校等で発生していて、当事者間で解決を試みたものの打開されず、配布されたリーフレットを見て、2学期途中で相談を受けたこともありました。

相談者の内訳：第7年次の延べ588件の相談者の内訳は、子どもが225件(38.3%)、親や祖父母など保護者が289件(49.1%)、教職員などその他のおとなが74件(12.6%)でした(表1-1)。この三者の割合は年々子どもからの相談の割合が増え、今年次ではおよそ4割が子どもとの相談になっています。

子どもとの相談では、中学生がもっとも多く(子ども全体の40.0%)、ついで高校生・中卒後の子ども(同35.6%)、小学生高学年(同17.3%)、という順になっています(図1-2)。前年次よりもさらに子どもからの相談が増え、とくに中学生や高校生・中卒後の子どもからの相談が増えています。

中学生以上の子どもとの相談の増加は、これまでのオンブズパーソン活動の広報活動の中で、小学生や中学生の頃からオンブズパーソンの存在を知っている子どもたちが増えていく、とも考えられ、一定の広報・啓発活動の成果が見られるところです。とはいえ、毎年次、親などの保護者からの相談が半分を占めている状況から、おとなからも引き続き、子どもオンブズパーソン制度の取り組みが期待されているとも言えます。

図 I - 1 月別相談受付件数（第7年次と第6年次）

第7年次 年間計：延べ件数588件，213案件
 第6年次 年間計：延べ件数504件，179案件

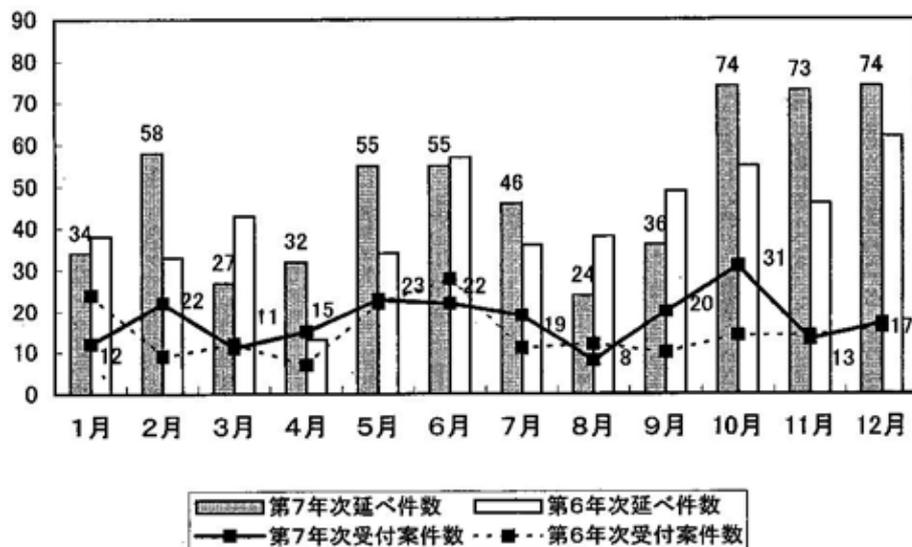
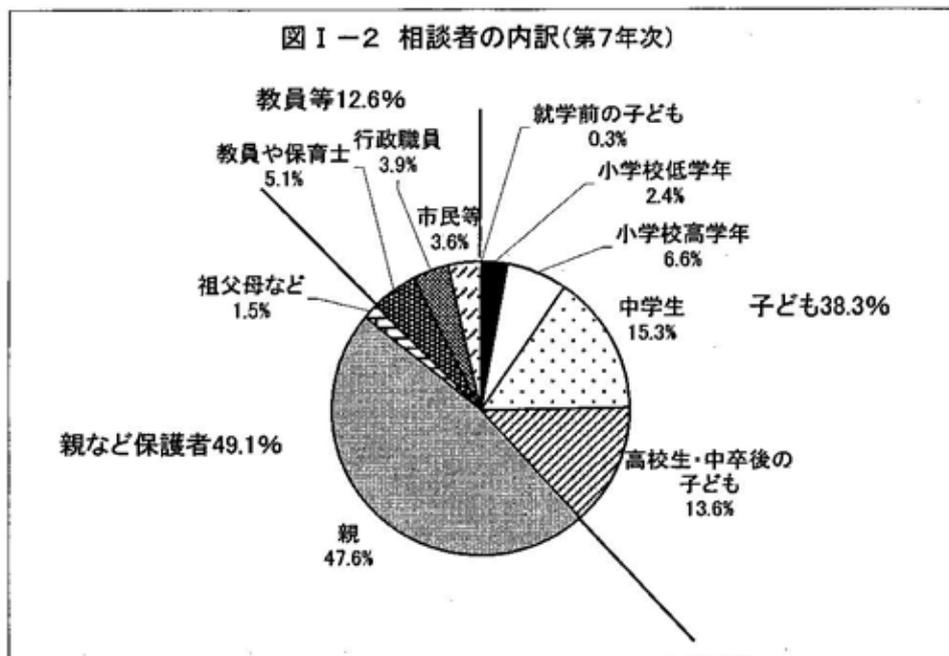


表 I - 1 各年次の相談件数とその内訳(件)

年次	子ども	保護者	教員など	計
7	225 38.3%	289 49.1%	74 12.6%	588
6	173 34.3%	263 52.2%	68 13.5%	504
5	135 25.7%	311 59.2%	79 15.0%	525
4	180 27.8%	369 56.5%	104 15.9%	653
3	134 20.6%	382 58.8%	134 20.6%	650

図 I - 2 相談者の内訳(第7年次)



問題となっている内容：昨年次までは、延べ相談件数（たとえば1つの案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます）で分析していましたが、今年次は案件数で分析を行いました（表1-2）。なぜならこれは、寄せられる相談の傾向をよりの確に把握するためです。一つの案件で十数回の相談が寄せられるような場合、その一つの案件内容に結果が偏ることがあるためです。なお、これまでどおり、延べ相談件数についても集計し、分析した図も掲載しています（図1-3、注1）。

子どもからの相談：案件数の多い順から見ていくと、①「交友関係の悩み」（28.0%）、②「その他」（14.0%）、③「先生（教職員・保育士等）の暴力」（12.0%）、④「心身の悩み」（10.0%）、⑤「先生（教職員・保育士等）の暴言や威嚇」（8.0%）でした。

「交友関係の悩み」「先生（教職員・保育士等）の暴力」「先生（教職員・保育士等）の暴言や威嚇」など、例年と同様、学校での子ども同士の関係、子どもと先生との関係に起因している問題が多いことがうかがえます。「心身の悩み」では、長期にわたる関係不信や関係不全の蓄積から、子どもの孤立感や自己否定感が強まり、過度のストレスとなって心身のバランスを保つことが困難になっているケースもありました。このような相談は比較的、中学生以上の子どもからの相談が多く、子ども自身の回復に向けて、相談や調整を重ねました。

さらに前年次と比較すると、「いじめ」の相談が減少し、「先生の暴力・暴言・威嚇」についての相談が多くなっていることが特徴の一つです（表1-2）。これらの相談は、親からの「不登校」「学校の対応上の問題」「子育ての悩み」等の相談と複合していることも少なくありません。

「その他」では、進路に関する相談が比較的多くありました。

おとなからの相談：案件数の多い順から見ていくと、①「子育ての悩み」（17.8%）、②「いじめ」（9.8%）、③「その他」（9.8%）、④「不登校」（8.6%）、⑤「家族関係の悩み」（8.6%）でした。

前年次と同様に「子育ての悩み」が多く、「いじめ」に関する相談がやや減少しています。「子育ての悩み」については、特に就学前の子ども・思春期の子どもを持つ親からの相談が多く寄せられています。

一方で、子どもからの相談と比較すると「いじめ」や「不登校」に関する相談が多くなっています。これは、親としての対応を迫られ、どうすればいいのか困ったり、悩んだりすることが背景にあると考えられます。また、「その他」では、子どもの問題に端を発するものの、おとな同士のトラブルやおとな自身のこれまでの人生を振り返って相談するケースもありました。

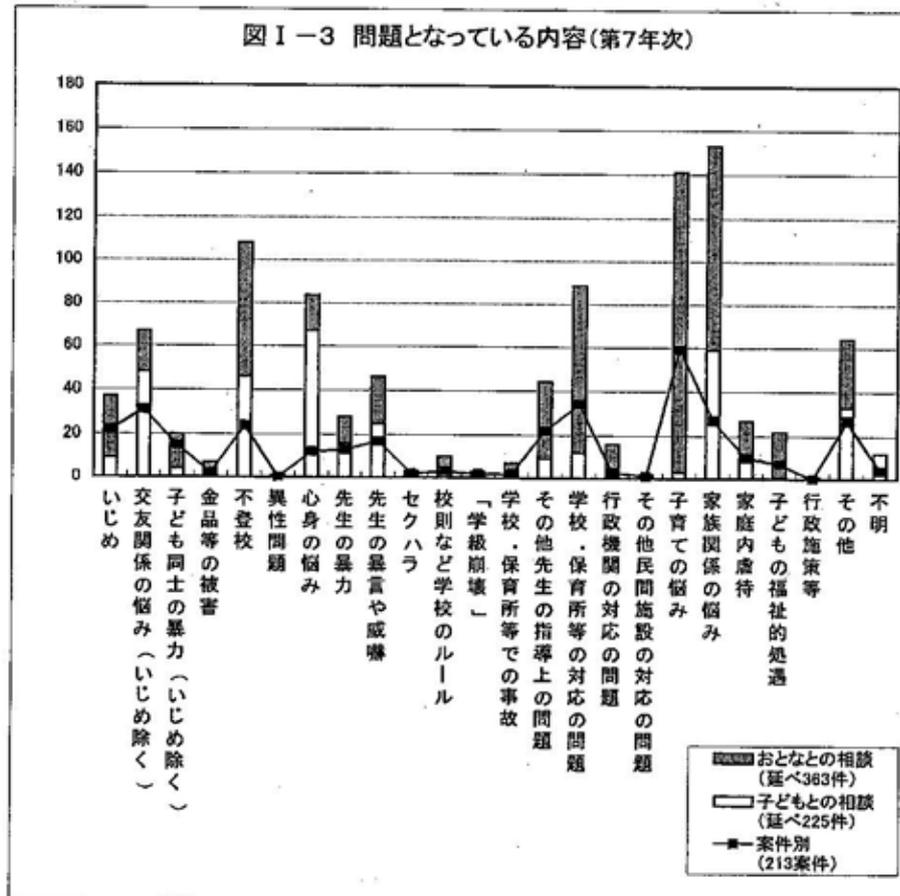
子育て中の親は、「何か問題が起こったとき、相談できるのはありがたい」、と第三者機関であるオンブズパーソンを力強い存在と受けとめているようです。

表 I-2 相談案件における主訴の比率 (第7年次と第6年次)

主訴となった事項	子ども		おとな	
	第7年次	第6年次	第7年次	第6年次
いじめ	6.0%	29.4% ①	9.8% ②	13.8% ①
交友関係の悩み(いじめ除く)	28.0% ①	17.6% ②	6.1%	7.6% ④
子ども同士の暴力(いじめ除く)	2.0%	0.0%	4.9%	2.1%
金品等の被害	0.0%	0.0%	1.2%	2.1%
不登校	6.0%	2.9%	8.6% ④	8.3% ③
異性問題	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%
心身の悩み	10.0% ④	5.9% ④	2.5%	3.4%
先生(教職員・保育士等)の暴力	12.0% ③	2.9%	3.1%	4.1%
先生(教職員・保育士等)の暴言や威嚇	8.0% ⑤	2.9%	3.7%	2.8%
セクハラ	0.0%	2.9%	0.6%	0.0%
校則など学校のルール	2.0%	0.0%	0.0%	0.7%
「学級崩壊」	0.0%	5.9%	0.6%	2.1%
学校・保育所等での事故	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%
その他先生(教職員・保育士等)の指導上の問題	2.0%	5.9% ④	6.7%	4.8%
学校・保育所等の対応の問題	0.0%	0.0%	6.7%	6.9% ⑤
行政機関の対応の問題	0.0%	0.0%	1.2%	4.1%
その他民間施設の対応の問題	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子育ての悩み	0.0%	0.0%	17.8% ①	12.4% ②
家族関係の悩み	4.0%	5.9% ④	8.6% ④	6.9%
家庭内虐待	2.0%	5.9%	4.3%	4.1%
子どもの福祉的処遇	0.0%	0.0%	3.1%	2.8%
行政施策等	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%
その他	14.0% ②	8.8% ③	9.8% ②	6.9% ⑤
不明	4.0%	2.9%	0.0%	0.0%
計【%】	100%	100%	100%	100%
【案件数】	50 案件	34 案件	163 案件	145 案件

(注)第6年次は179案件、第7年次は213案件の内訳。○囲みの数字は年次ごと・相談者ごとの上位5番目までの順位を表したもの

図 I-3 問題となっている内容(第7年次)



(注1)これは、予め設定した23項目の問題事項の中から相談者の「主たる訴え」に該当する一つをチェックし、その他にも具体的な訴えの事項が認められる場合に、それを「副次的な訴え」として同じ23項目の中からさらに一つをチェックし、それらを合算してグラフにしたものである。

□助けを必要としている子ども（学齢別）□

「オンブズパーソンには、何歳くらいの子どものことで寄せられる相談が多いのですか？」という質問を受けることがあります。言い換えれば、「助けを必要としている子どもの年齢層はどのように分布しているのか」ということを学齢分布で表したものが図1-4です。さらに、各学齢別に、どのような相談が寄せられているのかを調べました(表1-3)。これらの結果、各学齢別の相談内容に特徴が見えてきました。

助けを必要としている子ども：もっとも多い相談は、中学生に関することで、次が高校生・中卒後の子ども、小学校高学年という順になっています。学齢があがるにつれて、子ども自身との相談の割合が増えています。成長・発達にともなって子どもが自分自身の問題について自ら考え、相談してきていると思われます。同時に、オンブズパーソン活動では、子ども自身の問題解決を大事にし、最初はおとなからの相談であってもできるだけ子どもと出会うように心がけていることなども反映していると思われます。

就学前の子ども：前年次よりも増加（延べ相談件数前年比 72.5 %増）しており、親や先生（保育士等）、行政職員、その他市民等からの相談が寄せられ、「子育ての悩み」「家庭内虐待」「家族関係の悩み」等の相談が多くなっています。

たとえば、子どもの成長・発達に関すること、子育てを一人でしているという母親の孤立感などが語られることが多く、家庭の中で親としてどのように子どもと関わっていったらよいのかといった相談が多く寄せられています。保育所の先生からは、子ども家庭支援に向けた福祉的処遇の観点から相談を受けることもありました。市民からは、「家庭内虐待」に関するものが多く、福祉事務所担当部局との調整が求められる相談もありました。

就学前や障がい児等、とくに十分に意見表明することができない子どもの人権擁護・救済については、周囲のおとなからの相談がたいへん重要となっています。

小学生の子ども：小学校低学年では、どのように子どもと関わったらよいのかという「子育ての悩み」について、とくに親からの相談が多く寄せられています。高学年の「その他」の中には、子どもの問題からやや離れ、親自身が抱えるしんどさを訴えるものもありました。学年があがるにつれて、「交友関係の悩み」であったり「不登校」であったり、子ども自身とまわりとの人間関係についての相談が多くなっています。

中学生の子ども：「不登校」に関する相談が比較的多く寄せられています。親からの相談も多く、オンブズパーソンは、子どもの視点に立ちながら一緒に支援を考えました。「交友関係の悩み」では、自分の思いがうまく伝えきれず、自分が友達からどう思われている

のか悩む子どもの姿がありました。「教職員の暴力」(11.1%)に関しては、他の学齢にはほとんど見られなかったことから、中学生の相談内容の特徴となっています。暴力は子どもの心身に深刻な影響を残すことがあり、オンブズパーソンは、子どもの回復や立ち直りに向けた支援に努めました。

高校生・中卒後の子ども：子ども自身からの相談として、「不登校」や「心身の悩み」が多く寄せられています。親からは「子育ての悩み」が多くなっており、思春期の子どもをどのように理解したらよいのかという主旨の相談が増えています。また、1案件につき平均して5.2回の相談を受けていることから、他の学齢期に比べて、同じ相談者が継続して相談する状況がうかがえます。

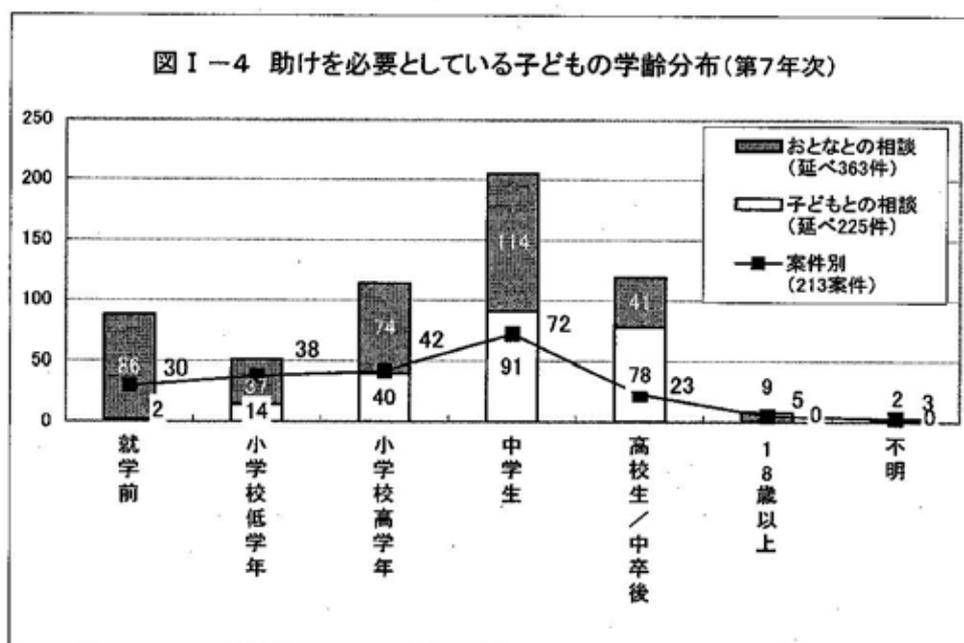


表 I-3 助けを必要とする子どもの年齢別の主たる相談内容

	第1位	第2位	第3位
就学前 (30案件)	子育ての悩み 33.3%	家庭内虐待 16.7%	家族関係の悩み 10.0%
小学校低学年 (38案件)	交友関係の悩み(いじめ除く) 26.3%	子育ての悩み 15.8%	いじめ 13.2% その他 13.2%
小学校高学年 (42案件)	その他 19.0%	いじめ 11.9% 交友関係の悩み(いじめ除く) 11.9%	不登校 9.5%
中学生 (72案件)	不登校 13.9%	交友関係の悩み(いじめ除く) 12.5%	教職員の暴力 11.1%
高校生/中卒後 (23案件)	心身の悩み 21.7%	不登校 13.0% 子育ての悩み 13.0% その他 13.0%	

□相談受付の方法や場所など一子どもとおとなの違い□

相談受付の方法や場所(図1-6, 図1-7):相談は、まず「電話」などの通信手段を用いて行われることが多く、その後は継続して電話で相談を受け付ける場合と、「オンブズパーソン事務局」や「子どもオンブズくらぶ」(パルティ川西4階・川西能勢口駅前)で、または、オンブズパーソンの「出張」(家庭訪問や学校その他の公共施設などへ)で、直接相談者と出会って面談する場合があります。

とくに、子どもとの面談場所には、「子どもオンブズくらぶ」が比較的多く利用されていること、地域や自宅への訪問も行われていることが特徴です。リラックスできる雰囲気の中でまずは子どもが安心して相談できるよう、また子どもの移動できる範囲が様々な事情で限られていることなどを最大限配慮した結果と考えられます。

子どもとの相談の4割以上は、1時間を超えて行われています。これは、問題となっている事柄をオンブズパーソンと一緒に整理して、打開・解決に向けた選択肢を考え、次のステップに向かうまで必要な時間をかけ、丁寧に話を聴いているためです。

また、2時間を超える相談が前年次に比べて増加しています。「安心できる場所」「ほっとできる場所」としてオンブズパーソン制度を利用する子どもたちが多かったことがうかがえます。しかし、オンブズパーソン制度が居場所機能としての役割を果たすことには限界があり、居場所機能となりうる他機関との連携が今後の課題といえます。

図 I - 6 相談受付の方法と場所(第7年次)

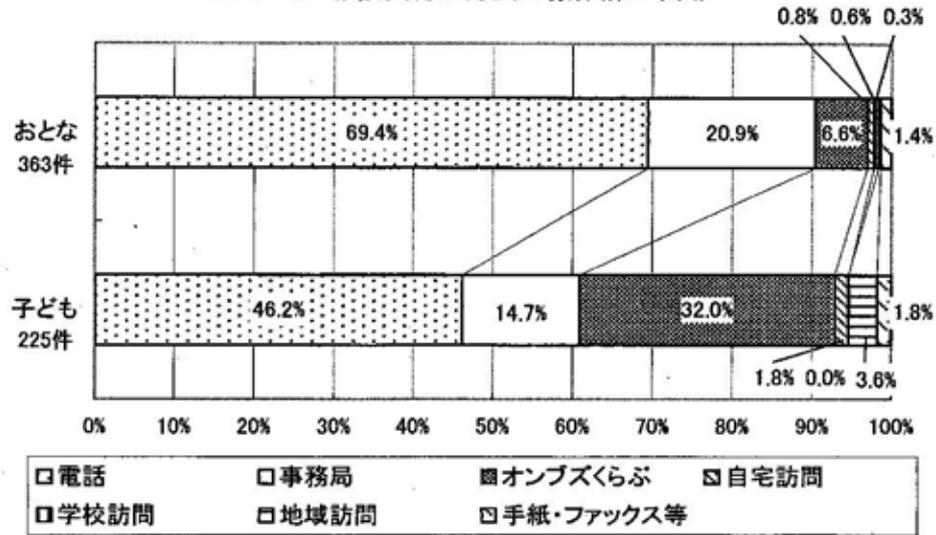
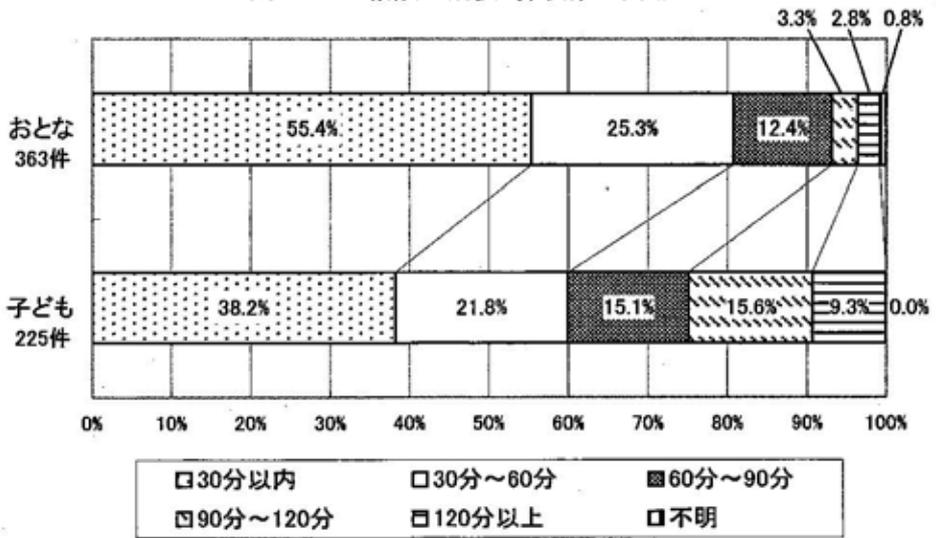


図 I - 7 相談の所要時間(第7年次)



□コラムー活動の風景□

ここでは、子どもや親から寄せられる相談をもとにして、相談者が自ら回復していく姿を描いてみました。いずれも、相談員がそれぞれにつづったものです。

子どもの力

子どもたちが数人で電話をくれた。事前に何度もみんなで打ち合わせをしていたようで、順々に話し手が変わる。

「A先生が授業中に1人の子を集中してずっと叱っている。やめて欲しい。どうしたらいいですか？」

子どもたちは自分たちが叱られたのではないけれど、友達が一方的に怒られていることのつらさを訴え、何かいい解決策はないかと聞いてきた。

「友達が怒られているのを見るのはつらいよね。みんなはどうしたいのかな？」

「ずっと1人の子を注意するのはやめてもらいたい。」

「そうだね。じゃ、どうやってA先生にみんなの気持ちを伝えようか？」

選択肢を出しながら子どもたちと一緒に考えた。みんなが出した答えは「信頼できる先生がいるからその先生に自分たちの気持ちを伝えてみる。」ということになった。

「応援してるからね。」

翌日、再び子どもたちから電話があった。

「やっぱり勇気がなくて話せなかった。」

「そっかぁ。がんばったけど無理だったんだね。他に何かできそうかな？」その中でみんなが出した答えは「オンブズパーソンから先生に話をして欲しい」ということ。

自分たちで試みたが、うまくいかず、その

結果、自分たちで解決するというモチベーションが下がり、オンブズパーソンに解決してもらいたいと思ったようだ。

「オンブズパーソンが先生と話をすることはできるよ。ただ、その前にみんなと直接会って、もっと話を聴きたいんだけど。」

「うん。会いたい。」

数日後、直接会うと、最初は緊張気味。言いくそうに子どもたちがポツリポツリと話し始める。おとなが想像する以上に子どもがおとなに気持ちを伝えることは勇気がある。ゆっくり話を聴いていく中で「先生を呼んでいるのに返事をしてくれない。」「先生の言い方がきつい。もう少しやさしく言って欲しい。」など、先生への想いを話してくれた。中には涙を浮かべながら話してくれた子もいた。電話で話をするよりも、子どもたちの気持ちが伝わってくる。その気持ちを受けとめながら、もう一度どうしたらいいか、自分たちができそうなことを考える。その案をひとつひとつ具体的にシミュレーションをして考えてみる。

選択肢①「直接A先生に話をする」→（実際想像してみても）それは無理。言えない。

選択肢②「信頼できるB先生に話をする」→でも、忙しそうだし・・・。

選択肢③「C先生なら、聞いてくれるかもし

れない」→うん。聞いてくれそう！！

選択肢③なら自分たちができそうだという話になった。「じゃ、いつC先生に話すか、計画をたててみよう！」

「あさっての10分休みだと時間がないからお昼休みにしよう！」解決に向けたイメージが深まると、モチベーションもあがり、自信が回復されていく。

「がんばってね。」

報告をしてくれる約束をして別れた。

約束の日、「みんなでC先生に話をしたよ。そしたら、話を聴いてくれて、C先生からA先生に伝えてくれて、A先生とみんなで話が

できた。」

「A先生は謝ってくれた。」「もう、大丈夫だと思う。」と子どもたちから嬉しい報告。

「すごい！自分たちで解決できたね。これからも、何か困ったら自分たちで解決できそう？」

「うん。できると思う。」

おとなが解決するのではなく、適切な支援をすれば、子どもは『自分たちでできる』という自信を持ち、自分の力で問題を解決するのだと子どもたちが教えてくれた。

(相談員：太田朋恵)



親にも大切な第三者

オンブズパーソンの相談の中には親からの相談も多い。子どもが不登校になったということで母親から電話があった。

「うちの子どもが2学期に入ってほとんど学校に行くことが出来なくなりました。最初のうちは私にも言えなくて、学校に行く準備をして家を出て、途中でおなかが痛くなってあたりをぶらぶらして家に帰ってきていたみたいなんです。ようやく、最近になって友達から『ボケ、カス』と言われることがつらいと話してくれて…。」

子どもが学校に行かなくなっているという事態についてかなり悩んでいた。

「まずは、原因を取り除いてもらおうと担任の先生に話をしたら、『相手の子は悪気があって言っているわけではないみたいで

すよ。子どもさんの気にしすぎではありませんか。』と言われてしまいました。」

母親は、最初「この先生は信じてくれないばかりか、うちの子どものほうに問題があるような言い方をするなんて。」と怒っていた。一方で、「確かにうちの子どもも気にしすぎなのかもしれない。前からまわりの子に比べて気が弱い子だったから。」と思い悩んだり、「まわりの人からは子どものことを甘やかしていると思われるのではないか。」「自分のこれまでの子育てに何か問題があったのではないか。」と自分を責めている様子もあった。

さらに親からの話を丁寧に聴いていくと、「生活リズムも乱れているし、このままこの子はどうなっていくのだろうか。」「勉強

が遅れてしまうのではないか。」と次々に、子どもとの日々の関係の中で悩んでいることが語られた。

親の多くは、子どもの身に起こっている問題をどう受けとめればよいのか、誰に相談したらよいのかと思い悩み、オンブズパーソンに相談してくる。その時に語られる問題は、子ども自身が悩んでいる問題というのみならず、親自身が親としてどうしてよいのかと悩んでいる問題であることが多い。子どもと毎日のように接するなかで、「親として子どもに何とかしてあげたい。」「自分自身、毎日どのように子どもに対応してよいか分からない。」と必死な気持ちがうかがえる。

オンブズパーソンでは親と何回も相談を重ねて、できれば子どもと出会って話を聴いてきた。親の不安を受けとめる一方で、子ども自身がこのことをどのように考えて

いるのか、子どもの気持ちや意見を聴き、子ども自身の解決を支援していきたいからだ。そして、親と一緒に子どものことを考える。そのような中で、「自分ひとりで考え込んでいたときはしんどかったけど、だいぶ楽になりました。」「一緒にいるとついイライラしてしまうけれど、親の気持ちを子どもも分かってるんですよ。子どももいろいろと考えているんだな、って。」と語ってくれた親もいた。子どもからも、そして親からも、少し距離がある第三者にだから肩肘はずにゆっくり話せること、聴けることがあるのかもしれない。

(相談員：福田みのり)



「子ども☆ほっとサロン」ができました.....

初夏のある日、一本の電話がオンブズパーソンにかかってきた。いつものように「はい、子どもの人権オンブズパーソンです。」と出た。が、なんの応答もない。しばらく沈黙が続いた。しんどそうな息づかいだけが伝わる。「オンブズパーソンですが、相談ですか?」「ゆっくりでいいので、もし話したいことがあったら話してね。待っているから大丈夫だよ。」と問いかけた。

しばらくすると、「シンドイ...シニタイ...」耳を澄ましていないと聴き逃してしまうような、小さな小さな声が聴こえてきた。そのあと彼女(以下Aさん)は「私って生きていて

いいのかな?」「今も切りたくなっちゃって。」と言った。私は一瞬言葉を失った。「そうか...そんなにつらいんだね。」そう言うしかなかった。そのあとはずっとAさんの話に耳を傾けた。Aさんはこれまでも何度もリストカットを繰り返していた。これからも、話を聴かせてほしいということを伝えて、この日は電話を終えた。

数日後、再びAさんからかかってきた。「しんどいよ。」「つらい。」「生きていたって何にもいいことがない。」とAさんは訴え続けた。私は「会って話そう。」と提案した。本当に会えるか不安もあったが、約束の時間から少し

遅れてAさんは現れた。Aさんに出会えたことがとても嬉しかった。自分のこと、学校のこと、家のこと、たくさん話を聴いた。また、絵を描くのが大好きで得意なAさんは、将来、美術関係の仕事に就きたいと夢を語ってくれた。面談終了間際、「私は、もう大丈夫。心配しないで。しんどいことはあるけれど、自分には夢がある。友達もいるから。もっとしんどい子の相談にのってあげてよ。」そう言っていた。

それからまたしばらく経ったある日、Aさんは、ひょっこりオンブズパーソンの事務局を訪れた。表情も明るく、元気そうであった。絵の方も充実して取り組んでいるという。あとでわかったが、そのころからリストカットはほとんどしていなかった。そして、私たちが仕事をしている様子を見て、Aさんは、

「おとなが相談を受けていても、子どもの気持ちはわからないよ。」

「子どもの相談は、同世代の子どもが受けたほうがいいよ。」と言うのだ。

これまで子どもの立場に立って、子どもの話を聴いてきたつもりになっていた私は、Aさんの言葉に、はっとさせられた。

ここ数年、いじめや不登校、友人関係や家族関係等で悩み、心身に不調をきたして、オンブズパーソンに相談に訪れる中高生が増えている。ケースとしては少ないけれど、Aさんのように、いわゆるリストカット、自傷行為をしている子どもたちにも出会ってきた。中には、長期にわたって支援を行っているケースもある。そうした子どもたちに共通しているのは、生きているのがつらいと思うほどの状況があるにもかかわらず、そのしんどさを共感的に受けとめてくれる他者が身近に存

在しないことだ。

自傷行為はたしかに衝撃的な事象であるから、おとなは心配し、どう受けとめたらいいのか動揺するのは当然だろうと思う。しかし、子どもの側に問題があると決めつけられ、話もまともに聴いてもらえず、「お前が悪い」と周りから責められ、さらに傷つけられる場合も少なくない。学校でも家庭でも自分の苦しみを理解されず、居場所を失い、子どもの孤立は深まっていく一方だ。どうせ誰にもわかってもらえない、私なんかいなくてもいいんだ、と感じているのは、何も自傷行為をする子どもたちだけではない。いじめや体罰、虐待で傷つけられた子どもたちも同様である。

このような状況の中、オンブズを選んで電話をかけてくれた子どもたち。この一本の電話からつながれたことに感謝し、ひとりひとりの子どもたちとこれまでかかわってきた。

こうした経験から、個別救済はもちろん重要だが、同じように悩む子どもたちが安心して出会える場があったらいいのではないかと考えるようになった。そのきっかけを与えてくれたのは、Aさんである。

実際にこれまで、オンブズパーソンは、母親や市民向けに、子育てや子どもの人権をテーマにして「語る会」や講座を開催してきたが、子ども向けのものはない。子どもからの電話相談をただ待っているだけではなく、子どもが安心して集える場をつくり、その場を通じて、今以上に子どものSOSを広く受けとめていきたい。そんな思いから、2005年10月から「子ども☆ほっとサロン」が「子どもオンブズくらぶ（パルティ川西4階にあるオンブズパーソンの相談室）」で始まった。安心して自分の思いをありのままに語ったり、聴

いてもらえる、そんなほっとできる場となるよう願いを込めて、「子ども☆ほっとサロン」と名付けた。

「子ども☆ほっとサロン」は毎月1回行われ、少人数ではあるが必ず参加者がある。クリスマス会をかねた12月の会では、8人もの参加があった。毎回参加してくれる人もいる。ここに参加してくれる子どもたちは、かつてオンブズパーソンに相談したことがある人が多いが、中には、その人を通じてやってくる人もいる。毎回新しい出会いも生まれる。学校や地域が違っていても、同世代の子どもたちはあっという間に仲良くなって、関係を築

いていく。中にははじめを受けていたり、不登校になっている人もいるが、ほっとできる温かい人間関係を当たり前を経験することが、子どもたちの支えとなっているようにも思う。ほっとサロンに参加した感想を見るとそれが伝わってくる。オンブズパーソンで出会うおとなと子ども、また子ども同士、人とたしかにつながっているという実感が、子どもにとっての安心や自信や元気の回復につながっていくことを願って、今後も活動を続けていきたい。

(相談員：森澤範子)

☆「子ども☆ほっとサロン」参加者の感想☆

「あったかくて、楽しいサロン」

ほっとサロンは名前のおりあったかくて、楽しくて、おもしろくて、やさしい先輩もできて、相談も楽しくのってくれて、少し気が楽になるサロンなので、気になる人や、困っている人にはおすすめの良いサロンです。

(中1・女子)

「ホカホカ」

本当にこんな音がしそうなくらいあったかい所、子ども☆ほっとサロン！です。ほんまに「雑談大会」って感じでとっても楽しかったです。次の「クリスマス会」めっちゃ楽しみです。

(中1・女子)

「メッチャ楽しかった！」

今までのほっと☆サロンは時間があわへんかったから、こられへんかったけど、今回は昼間やったからこれた！メッチャ楽しかった！！

また来たいと思った！

ここにおったらいろんな人と友達になれるし、サイコーや！

川西市にこんな場所があつてよかったと思う。

ほっとサロンもオンブズも大好き！

これからもいっぱい話したりしたいナ♪

(中3・女子)



II. オンブズパーソンの 調査活動

3 案件で、延べ 8 2 件の調査を実施

第 7 年次に扱った調査案件のあらまし

- ① 2004 年発意第 1 号案件（第 7 年次で終了）
- ② 2004 年申立第 3 号案件（第 7 年次で終了）
- ③ 2005 年申立第 1 号案件（第 8 年次に継続）

II. オンブズパーソンの調査活動

□ 3 案件で、延べ 82 件の調査を実施□

申立てによる調査：第 7 年次では、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」（条例第 10 条第 2 項）は 2 件を受け付け、そのうち 1 件については調査（注1）を実施しました（表 II-1）。もう 1 件については、年末の申立てのため、申立て事項の審査が第 8 年次になったものです。また、第 6 年次からの継続で調査を実施した案件は 1 件ありました。

自己発意による調査：オンブズパーソンの自己発意調査（条例第 11 条第 3 項）は、1 件（第 6 年次からの継続案件）について、調査を実施しました。

案件数と調査延べ件数：以上により第 7 年次では、3 案件で、延べ 82 件の調査（主として聴き取り調査）を実施しました。

条例上の対処：以上の 3 案件について、条例上の対処（注2）を行ないました。

（注1）調査は条例の手続きにもとづいてオンブズパーソンの判断で進めていきます。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互的な対話を深めることを重視しています。

（注2）調査案件にかかわる「条例上の対処」とは主として次のものです。

▽条例第 15 条第 1 項による対処：**勧告または是正等申入れ**

前者は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求める。それを書面のみにて行うのが後者。

▽条例第 15 条第 2 項による対処：**意見表明または改善等申入れ**

前者は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求める。それを書面のみにて行うのが後者。

▽条例第 16 条第 1 項による対処：**要望**

市の機関以外の機関等に、とくに是正等を要望する必要があるときに行う。

▽条例第 16 条第 2 項による対処：**結果通知**

勧告等または意見表明等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、書面にて行う。

▽条例第 18 条による対処：**公表**

勧告や意見表明等の内容を記者クラブ等に公表する。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ行うことができる。

表Ⅱ-1 過去3ヵ年の申立案件・自己発意案件の処理状況 (2003.1~2005.12)

年次等	案件番号	調査開始等	条例上の対処 (実施対象の関係機関等)	調査延べ件数	備考		
第5年次	23	2003年申立第1号	03.4	03.11 意見表明(市教育委員会)	(11)	公開	
	24	2003年申立第2号	03.4	04.10 是正等申入れ(市教育委員会) 04.10 結果通知(当該学校)	2 (18)	公開	
	25	2003年申立第3号	03.5	03.11 対処の必要性認められず調査終結	(6)	-	
	26	2003年申立第4号	03.5 受付	調査不実施・別件処理	-	-	
	27	2003年申立第5号	03.5 受付	調査不実施・調整実施	-	-	
	28	2003年申立第6号	03.6	03.9 意見表明(市教育委員会) 03.9 結果通知(当該学校)	(16)	公開	
	29	2003年発意第1号	03.6	03.7 意見表明(教育委員会) 03.7 改善等申入れ(当該学校) 03.8 要望(当該保護者) 03.9 結果通知(当該保護者)	(77)	非公開	
	30	2003年申立第7号	03.12 受付	04.3 調査不実施	-	-	
	第6年次	31	2004年申立第1号	04.2	04.6 結果通知(当該学校) 04.6 結果通知(市教育委員会)	(27)	非公開
		32	2004年発意第1号	04.3	05.6 結果通知(市教育委員会)	4 (13)	-
33		2004年申立第2号	04.7	04.12 結果通知(当該学校) 04.12 結果通知(市教育委員会)	(22)	公開	
34		2004年申立第3号	04.12	05.6意見表明(当該学校) 05.9意見表明(市教育委員会)	29 (13)	-	
第7年次	35	2005年申立第1号	05.6	05.8勧告(当該学校) 05.8勧告(教育委員会)	49		
	36	2005年申立第2号	05.12 受付	申立事項を審査中	-	-	
				82件(203)			

(注)

- ・第7年次(2005年1月~12月)に扱った案件は太字ゴシックで表記
- ・調査延べ件数の()内は、第5年次~第6年次末(2004年12月)までに実施した調査の延べ件数。
- ・「公開」は条例上の対処に関する文書を年次報告に掲載して公開したもの(部分公開も含む)。
- ・上の表に記載されていない1999年6月から2002年12月までの22件は、63ページの一覧を参照。

□第7年次に扱った調査案件のあらまし□

第7年次に扱った3案件について、子どもの最善の利益を図る公益確保の観点から、以下に概要を報告します。

①2004年発意第1号案件

自己発意の趣旨	複数の相談が寄せられたことをもとに、当該子どもの置かれている状態は、法律的な問題を含んだ人権侵害の可能性があると懸念が持たれたため、自己発意調査を実施した。
調査の結果	個人情報の観点から非開示とする。
条例上の対処	調査の経過を踏まえ、今後も市の関係機関が連携して当該子どもの権利保障に向け可能な限り取り組むように、市の教育委員会宛に「結果通知」を行った。
公開事項	なし（個人情報保護の観点から非公開とする）

②2004年申立第3号案件

申立人	当該子ども（中学生）とその保護者
申立て趣旨	当該子どもは04年9月中旬頃から、複数のクラスメートから言葉の暴力や無視などのいじめを受けていたが、当初担任は「いじめ」とは受けとめず、むしろ当該子どもに問題があるとの認識を持ち、指導を行っていた。当該子どもは、いじめが続いていることや、担任がいじめの深刻さを理解せず、解決に向けて対応してくれないことから、精神的な苦痛を感じ、04年11月初旬より不登校の状態になった、というもの。
調査の結果	当該子どもとその保護者、当該学校関係者にそれぞれ聴き取り調査を実施した。調査の結果、事実経過について、申立人と学校側が把握している内容は概ねのところ一致するものであった。しかし、初期の段階において、申立人と学校側のいじめ被害についての受けとめ方には隔たりが認められた。担任は当初、本件の事象としては、あくまで友人関係上のトラブルで、当該子どもにも課題があり、指導が必要であるとの理解を示していたため、当該子どもの「いじめを受けて苦しんでいる」というSOSを受けとめることが困難になっていた。オンブズパーソンは、学校側に、まずはいじめ被害を訴える子ども側の認識や心情を十分に考慮するよう理解を求め、対話を重ねた。さらに、子どもの最善の利益を図る観点から、学校とオンブズパーソンが協力して、当該子どもが安心して登校できるように支援していくことが確認された。学校側の理解も一定得られ、いじめ再発防止に向けた担任による学級指導等の取り組みも始められた。また、一方で当該子ども

も自身も、オンブズパーソンとの対話の中で、担任や関係する子どもたちと話し合いたい、と前向きに考えるようになり、当該子どもと担任の関係調整を行った。担任の協力もあり、当該子どもと関係する子どもたちとの話し合いが実現し、関係修復までには至らなかったものの、当該子ども自身は肯定的に捉えていた。こうした経過の中で、当該子どものいじめ再発への不安もある程度払拭され、不登校時からの友だちの励ましもあり、3学期はじめから継続的に登校できる状態にまで回復した。

しかし、初期の段階において、学級の集団的指導や当該子どもの課題への指導が優先されるあまり、当該子どもへの共感的・受容的な対応がとられなかったことや、養護教諭と担任との連携のあり方などについて、課題が認められた。また、オンブズパーソンは、これまでもいじめ被害の救済・擁護にかかわるケースで市教育委員会に対し意見表明（2003年申立第1号）を行っているが、本件においてもなお共通の課題が見られた。さらに本年次においてもいじめに関する深刻な相談が寄せられ、オンブズパーソンがいじめにかかわる子どもたちの救済・擁護にあたる場面も少なくなかった。こうした状況を踏まえ検討した結果、川西市全体として、いじめ問題を、子どもの人権・権利の問題として確かに捉えて、より一層積極的な取り組みが推進されていくように、あらためて市教育委員会に対して促すことが必要と判断した。

<p>条例上の 対 処</p>	<p>以上により、オンブズパーソンは、本件を今後の教訓とする観点から、当該学校（05年6月）と市教育委員会（05年9月）に対して、それぞれ意見表明を行った。</p>
<p>対処後の 経 過</p>	<p>その後、市教育委員会から提出された措置報告では、当該学校への側面的支援を引き続き推進していくこと、また、いじめ防止に向けた取り組みとして、教育情報センターを中心とし各関係機関が連携・協力を図ること等が示された。一方で、オンブズパーソンが具体的に提案した「川西市いじめ防止ガイドライン」の作成と、中学校へのCAP（Child Assault Prevention）等子どもの人権プログラム導入については今後の検討課題とするという回答であった。オンブズパーソンは、いじめ問題解決に向けたより具体的な実践を求めて、今後も市教育委員会との対話を進めていきたいと考えている。</p>
<p>公開事項</p>	<p>2005（平成17）年6月10日付「意見表明」（条例第15条第2項） オンブズパーソン発、当該学校宛</p> <p style="text-align: center;">意 見 表 明</p> <p>川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」といいます）第15条第2項の規定により、下記のとおり意見表明します。</p>

オンブズパーソンは、貴校が本意見表明の尊重をもって、条例が目的とする「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」(第1条)ことを本件にかかわって、より具体的に達成されますよう、心より期待するものです。

主 文

1. 子どものいじめ被害の訴えに対しては、学校や教員が被害当事者の子どもの置かれている現状をその子どもの立場になって受けとめ、そこから当事者の子どもの最善の利益の実現に努めることができるよう意見表明します。

とりわけ、教員が被害当事者たる子どもの訴えを受けたとき、それを他の問題状況等によって相対化することなく、被害を訴える子どもの側の認識や心情を十分に考慮する視点を持つこと、すなわち「子どもの意見の尊重」(子どもの権利条約第12条)の具体的実践について期待するものです。また、「いじめであるか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題である」(文部省通知「いじめ問題の解決のために当面取るべき方策等について」(1995年))との認識にも立ち、対応に努められることが必要なものと考えます。

2. 本件を教訓として、いじめの早期解決や再発防止に向けた観点から、下記2点について着実な推進が図られますよう意見表明します。

(1) 子どもの最善の利益を図る観点からいじめに対応するには、学校全体として、養護教員等との連携を含めた担任へのサポート体制の充実が図られることを期待します。

(2) 「いじめ」をめぐる教育実践上の課題を深める機会としての教職員研修をより一層活用されること期待します。

本件の概要および意見表明の理由

1. 本件申立ての概要

(1)(2)略

2. 本件申立てに係る調査の実施

(3) 本件申立事項を審査した結果、子どもが苦痛を感じて助けを求めている事実があることが認められ、子どもが「いじめ」を受けて傷つき悩む状態そのものが、子どもの人権侵害に相当するとみなされました(注1)。そして、当該子どもの救済・擁護に向けて、当該学校ではいじめ防止等の対応が行われているかどうか、当該子どもが安心して学校生活を過ごし、教育を受ける権利が保障されているかどうか、という懸念がもたれるところでした。したがって、上記の申立ては、条例第6条第1号(子どもの人権救済に関すること)および同第2号(子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること)が定めるオンブズパーソンの職務事項に該当するもので、調査を実施することが相当と判断しました。

(注1) 条例第6条(オンブズパーソンの職務)の規定では、子どもの人権侵害は次のように解釈されています。「『子どもの人権侵害』とは、子どもが違法または不当な扱いを受けている状態だけでなく、違法性や不当性が当初の段階では客観的に明らかでない場合でも、子ども自身が真に苦痛を感じて助けを求めている事実があるときは、その事実自体によ

て、子どもの置かれている現状を子どもの人権の侵害に相当するとみなすものです。」

(4) 調査の開始において、当該学校関係者に本件調査の趣旨を説明し、当該子どもの「安心」と「自信」の回復、そして「学校に早く行きたい」という当該子どもの願いに向けた支援を、相互に連携して取り組む方向性を確認しました。そして、調査の終結に至るまで、オンブズパーソンは申立人（当該子どもとその保護者）、市教育委員会および当該学校関係者からの聴きとり及び意見交換を計 38 回実施しました。

3. 本件調査の結果

(5) ～ (13) 略

4. オンブズパーソンの判断

(14) 現状において、Aさんへのいじめ再発の懸念は、ある程度払拭されたと考えます。すでに述べたように、Aさんの願いは、安心して学校に行けるようになることであり、「Aさんが安心して登校できるように支援すること」が、当初からの当該学校とオンブズパーソンの共通理解でした。そのために、オンブズパーソンは、当該子どもの気持ちを受けとめ、子どもの現状や心情を学校に代弁することに努めました。そして、B教諭は、上述のとおり継続的な教育実践に取り組みました。こうした学級の取り組みを中心にして、他の先生からの声かけ等の配慮もあって、Aさんの「安心」の回復に寄与したものと考えます。

そして、何よりAさんが自ら置かれている状況をよりよい方向に変えていこうという希望と勇気を持って、周りの子どもとおとなに自分の気持ちや意見を表現したことが、継続的に学校に行くことができる状態につながったものと理解します。

(15) しかしながら、学校の初期の対応において、Aさんがいじめについて相談したときに、クラス集団的指導や当該子どもの課題への指導が重視されるあまり、B教諭がAさんのつらさや不安を十分受けとめることができなかつた点が見受けられました。つまり、被害を訴える子どもの側の認識や心情を十分に考慮できていなかった点に、学校のいじめの取り組みに向けた課題があったと考えられます。

もっとも、担任教諭という立場は、クラス集団という多数の子どもの成長発達に日常的に関わり、さまざまな教育的課題について考え、日々子どもの克服すべき課題に対する指導が求められます。生徒間に問題が発生すれば、加害の子どもへの指導が重視されがちです。一方で、そのような取り組みが優先され過ぎると、先生から生徒に対しての指摘や注意が多くなり、子どもの今の気持ちとじっくり向き合ったり、受けとめることが困難になってしまいがちになるということが考えられます。本件においても、そのような現場の先生の置かれている状況がうかがえるものでした。

(16) 子どものいじめ被害の対応には、被害当事者たる子どもの訴えを受けたとき、それを他の問題状況等によって相対化することなく、子どもの置かれている現状を子どもの立場になって受けとめ、そこから子どもの最善の利益につとめることが求められます。子どもの権利条約では、子どもに関する事柄について、子どもの最善の利益原則（子どもの権利条約第 3 条）にもとづく、「子どもの意見の尊重」（子どもの権利条約第 12 条）を求め

ています。子どもの最善の利益原則とは、「子どもにとって一番いいこと」を子どもの指導や支援にかかわるおとなが積極的に保障していくことです。その実現に向けて何かを決めるときには、子ども自身の気持ちや意見が十分に聴かれ、その気持ちや意見が大事にされるプロセスが大切になります。そのようなプロセスにもとづいて、子どものいじめ被害への対応が図られることが、いじめの早期解決や再発防止につながるものと考えます。また、文部省通知「いじめ問題の解決のために当面取るべき方策等について」（1995年）で、「いじめであるか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題である」とのいじめ被害の立場に立つことが述べられています。

いじめはおとなの見えないところで進行していくものであり、自分の言うことを信じてもらえるか、自分の気持ちを十分に分かって受けとめてもらえるのか、という不安を持っていると思われ、子どもがその内容を話すということには大きな勇気を伴います。いじめ被害を受けた子どもの立場に立つことは容易なことではありませんが、それゆえに、いじめ被害の子どもの不安を考慮に入れて、まずは「いじめられた子どもの話を聴く」という姿勢が重要であることをあらためて認識したいと考えます。

(17) これまでのオンブズパーソンの経験から、いじめられて苦しみ、傷ついているとき子どもは、苦しんでいるありのままの自分を受けとめられることで、自信を回復し、自ら問題解決の力を育てていきました。本件でも、Aさんは、「自分など嫌いだ」「もう絶対に学校には行きたくない」と悩んでいたところから、「自分もいいところもある」「学校に行き、いじめた子どもたちに自分の気持ちを伝えよう」「自分のなおさなければならない点を言ってもらおう」と自ら解決策を選び取っています。たとえ子ども自身に課題があるとしても、そのような事情をふまえた解決方法を子ども自ら提案していく姿が認められました。そのような子ども自身の解決を支援するという視点でおとなは関わっていくことが重要だと考えます。

(18) 最後に、学校におけるいじめへの対応は、被害の子どもへの関わり、加害の子どもへの関わり、クラス全体への関わりと多面的な対応が求められます。担任教諭は、ともすれば、一人で問題を解決しなければならない状況に追い込まれてしまっていますが、一人で抱え込むのは困難なことです。本件においても、養護教諭の関わりや他の先生の声かけ等が被害の子どもにとって大きな励みになったことが認められました。とりわけ、生活指導の責任を担う担任教諭にとって、子どものつらさや苦しい心情をじっくりと受けとめることが困難な事情もうかがえるところであり、今後は、①より一層養護教諭や他の教職員、スクールカウンセラー等、多様な立場から担任教諭の子ども理解を支援する体制の充実が期待されます。そして、②教職員が子どもの権利についての理解を深めるとともに、子どもの心情受容や心情理解についての知識や技法等を習得するなど、たとえば外部講師を招いた事例研究や演習等の実践的な研修の機会を持つなど研修体制の一層の充実も期待されます。今後とも、学校におけるいじめの早期解決や再発防止に向けた上記の2点についての着実な推進をお願いするところです。

以上

2005（平成17）年9月16日付「意見表明」（条例第15条第2項）

オンブズパーソン発、市教育委員会宛

意見表明

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」といいます）第15条第2項の規定により、下記のとおり意見表明します。

オンブズパーソンは、貴委員会が本意見表明の尊重をもって、条例が目的とする「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」（第1条）ことを本件にかかわって、より具体的に達成されますよう、心より期待するものです。

主文

1. 本件のいじめ被害について、本年6月10日付で当該学校に対して行った意見表明事項（別紙参照）が当該学校において着実に推進されるよう、必要な対応にあたられるよう期待するところです。

本件は、当該子ども自身からの相談が寄せられたときは学校に通うことができないほど、相当に深刻な事態が感じられるものでした。その後、擁護・救済の申立てを受け調査を実施した過程で、Aさんへのいじめの再発の懸念はある程度払拭され、継続的に学校に行くことができる状態に回復しています。しかし、学級の集団的指導や当該子どもの課題への指導が重視されるあまり、初期の段階において、いじめ被害を訴える子どもの側の認識や心情を十分に尊重・考慮できなかった点について、学校のいじめへの取り組みに向けた課題が認められました。

2. 本件を教訓として、市教育委員会管下の学校で、子どもの人権の尊重の観点から、いじめの早期解決と再発防止が積極的に図られるよう期待します。

いじめ被害の救済・擁護にかかわっては、これまでも市教育委員会に対して意見表明を行い措置等についての報告を求めました（2003年申立第1号）。そして、市教育委員会からは、「いじめ被害の訴え」には「子どもの意見の尊重」についての取り組みが求められるとして「いじめ被害の訴えを受けた場合、即時対応を行うよう指導します」「いじめ問題に対する総合的・基本的な認識について教職員に指導します」等の措置報告がありました。

オンブズパーソンは、上記の措置報告について一定の評価をするものです。しかしながら、一方で本件のいじめ被害においても、なお共通の課題が認められていること、また、措置報告後、特に昨年のオンブズパーソン活動では「『いじめ』を訴えとする子どもの救済・擁護にあたる場面が多く、そして、『いじめ』にかかわる子どものSOSがとても切実なものであった」（「子どもオンブズレポート 2004」）と報告しているように、依然として川西市の子どものいじめ被害の深刻さにとまなう危機感を持っています。

さらに、いじめ被害の深刻さについては、市教育委員会が実施している「2003年度子どもの実感調査」の結果からも、その端緒が十分に何えるものです。

そのような状況を鑑みれば、オンブズパーソンは、学校現場において、より一層いじめの問題を子どもの人権・権利行使の問題として確かにとらえて、子どもを権利主体として救済をしようとする視点やアプローチ（以下5項目）の具体的な実践が求められると考えます。

①いじめの早期発見・救済に関する「川西市いじめ防止ガイドライン」を作成し、「いじめ」とは何かを周知徹底し、市教育委員会としていじめの現状把握につとめること。

②各学校、教育情報センター学校コンサルテーション部門、市教育委員会学校教育室の連携をはかり、市全体でいじめ防止に取り組む体制をつくること。

③いじめの早期発見、早期解決に向けて養護教諭の果たす役割を積極的に位置づけ、各学校で有効に役割を果たせるよう、指導助言すること。

④教育現場が抱える課題に即した職員研修内容の充実をはかるため、受講者（教職員）の意見を反映できるシステムを確立するとともに、子どもの権利条約を基本に捉えること、これまでのオンブズパーソンの意見表明等を積極的に活用すること。

⑤子ども自身の問題解決の支援、すなわち子どものエンパワメントを尊重する観点から、CAP（Child Assault Prevention）等の子どもの人権プログラムを管下の中学校において推進すること。

3. 上記にかかわる措置等については、条例第17条第2項が定める期日（11月15日）により、オンブズパーソンに報告をいただきますよう要請いたします。

以上

（別紙：当該学校宛「意見表明」を添付）

③2005年申立第1号案件

申立人	当該子ども（中学生）とその保護者
申立て趣旨	<p>① 2004年10月、教員に後ろから蹴られた。また、2005年2月、子ども同士の喧嘩の際にも、当該子どもの話を聴くことなく、頭を叩かれた。さらに別室に連れていかれそうになったので、逃げようとしたら、顔を殴られた。その後の教員の対応に不信感を持った。</p> <p>② 2005年4月から、当該子どもが校則に違反する服装をしてきたことを理由に、教室に入れてもえらず、帰宅させられ、授業を受けることができなかった。その後2005年6月頃からは、学校側の提示した別室（個別）指導（1日目1時間、2日目は2時間、3日目…5日目は5時間）を受けない限りは、教室に戻れないと伝えられた。当該子どもは、別室指導の理由と目的に納得できないことから、別室指導を受けず、そのため、同時期以降は学校に行けない状態が続いている。当該子どもは、学校に行きたいと願</p>

	<p>っているが、これまでの学校の対応では安心して学校に行けないので、当該子どもへのかかわり方を変えてほしいというもの。</p>
調査の結果	<p>当該子どもとその保護者、当該学校関係者にそれぞれ聴き取り調査を実施した。調査の結果、本件における事実関係について、学校側と申立人側が把握する内容はほぼ一致した。調査開始当初、学校長から別室指導は、学習保障の観点も含むが、懲戒としても行っているとの認識が示された。オンブズパーソンは、校則に従わないからといって、懲戒的意味合いの強い別室指導等、生徒に不利益を課すことは、義務教育段階では、不適切で、教育を受ける権利を侵害することになるので、即座に口頭で是正を求めた。しかし、学校側はこれまでの方針を変えないとの見解が示された。</p> <p>こうした経過の中で長期欠席状態になり、そのまま夏休みに入った。当該子どもの最善の利益を図る観点から、オンブズパーソンは、2 学期から当該子どもが安心して学校に通えるためにも、教員側が体罰への正しい認識を持つこと、校則に違反しても授業に参加させない等子どもに不利益を課すことはできないこと、生徒指導は教員側と当該子どもが信頼関係を築く中で行われていくことが望ましいことについて、学校側と対話を重ねてきたが、十分な理解が得られていないと感じたため、勧告を行った。</p>
条例上の 対 処	<p>以上により、2 学期が始まる以前の段階で、是正されることが望ましいと判断したため、8 月 26 日に当該学校と市教育委員会に対して「勧告」を行った。</p>
対処後の 経 過	<p>教育委員会から 9 月 9 日に中間報告を、10 月 20 日に措置報告を受けた。</p> <p>当該報告の骨子は、体罰については、学校側が当該子どもの自宅を訪問し、謝罪するとともに、学校内では体罰の違法性並びに体罰の禁止について職員に周知徹底をはかったこと、校則違反に対する措置については、規範意識を醸成するために行われたものであり、罰を科すという意図はなく、当該子どもが教室で学習できるようにしていくための指導の一貫であったこと、別室指導については、そのあり方に一定の課題があり、下記の通り教育委員会において「個別指導のあり方」を整理し、今後学校に明示していきたいことなどであった。</p> <p>(個別指導のあり方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業中に特定の児童生徒を別室で指導するいわゆる「別室指導」は、その指導が当該児童生徒にとって、教育上、有益となると判断される場合で、その時間において指導することが必要かつ妥当な場合のみ、これを行うことができる。 ○ この「別室指導」は、本来当該児童生徒が学級集団の中であって授業に参加して学習を深めるべきところを、特別な事情から学習形態を

やむをえず変更して指導するものであるから、これを当該児童生徒への懲戒や懲罰の手段として行ってはならない。

- この「別室指導」を行う場合は、当該児童生徒の個別指導に当たる教員を必ず配置し、教育指導上の効果を期待することのできる配慮のもとで行わなければならない。
- この「別室指導」を行う場合は、学校長はその状況を把握し、保護者等への適切な対応にあたるものとする。

なお、勧告後、当該学校は、当該子どもの再登校に向けた家庭訪問等の取り組みを始めた。その結果、2学期が始まる直前には、当該子どもと教員とのコミュニケーションが少しずつ図られていき、2学期初日から登校できる状態になった。一方、別室指導は依然行われていたが、学校側としては、従来の懲戒的な意味合いのものではなく、あくまで当該子どもの学習権の保障の観点から、2学期初日から数日間実施していくことを決め、当該子ども、保護者に対して説明し、理解と納得が得られたなかで、実施された。こうして、当該子どもの学校への不信、不安は払拭されつつあり、当該子どもも前向きに学校生活を送ろうと考えていた。この間の学校の取り組みを、オンブズパーソンは評価し、今後も学校が当該子どもと信頼関係を築きながら、指導を行っていくことを期待していた。しかし、約1ヶ月程度経過すると、当該子どもと教員とのトラブルが発生し、教員との関係が悪化した。以降、当該子どもは登校する意欲を失い、不登校とは言えないものの休みがちの状況にある。

オンブズパーソンとしては、今後の状況を観察し、必要があれば再度意見等を申し述べることとする。

公開事項

2005（平成17）年8月26日付「勧告」（条例第15条第1項）

オンブズパーソン発、当該学校宛

勧告

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」と略）第15条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

オンブズパーソンは貴校が本勧告を十分に尊重され、もって条例が目的とする「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」（第1条）ことが、本件にかかわって、より具体的に達成されるよう強く期待するものです。

記

1. 本件は、オンブズパーソンの調査の結果、ほぼ申立て等に沿う事実関係を認めうるものであり、子どもの権利条約で規定されている「締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条例に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置を取る」（子どもの権利条約第28条第2項）という子どもの教育への権利に関係して、

子どもの最善の利益原則（同第 3 条）が十分に保障されていない現状にあると判断されました。貴校におかれては、当該子どもが長期にわたり欠席している状態にも鑑み、「本件勧告の趣旨」（別紙記載）に留意され、速やかに適切かつ必要な対処が講じられるよう、以下勧告します。

（1）生徒指導に係わって教員による体罰が認められました。当該学校において、体罰によって子どもの心身に苦痛を与える行為が再発しないよう是正を求めます。また、体罰を受けたことによる当該子どもの傷つきや痛みについて、子どもの人権保障の観点から体罰の違法性と反教育性、子どもの心情を含む意見表明の尊重（子どもの権利条約第 12 条）の重要性について、十分に理解・認識されるよう求めます。

（2）当該子どもが頭髪・制服にかかわる指導を受けていた際、結果として教室に入ることができず、授業に参加できない状態が認められました。頭髪や服装に係わる校則に従わないという理由をもって何らかの不利益を科する指導は不当であり、当該子どもの教育を受ける権利が実質的に保障されるよう改善を求めます。

（3）当該学校は、当該子どもが個別（別室）指導を受けない限り登校することを禁止していますが、本件における個別指導の主たる目的が生徒の教育を受ける権利を制限する正当な事由とは認められません。当該子どもが 2 学期始業日から登校できるよう、個別（別室）指導の改善に向けた措置が講じられるよう求めます。

（4）当該子どもの最善の利益の観点から、上記 3 点について当該子どもやその保護者との相互の対話の機会を設け、その際には当該子どもの心情を含めた意見を尊重して、問題の解決に向けた自らの説明責任の遂行にあたられるよう求めます。

2. なお、上記 1. の勧告事項の具現化にあたり、市教育委員会、スクールカウンセラー等と相互に連携・協力を図られますよう期待します。また、本件に付随して誤った情報や風評等によって、当該子どもに不利益がもたらされることのないよう配慮されたい旨申し添えます。

3. 市教育委員会に対しても、別添のとおり同日付けで勧告しておりますが、条例第 17 条による措置等の報告を市教育委員会に要請しておりますので、当該学校における措置等については、市教育委員会を経由して、オンブズパーソンに報告いただきますようお願いいたします。

本件勧告の趣旨

1. 申立の概要

（1）（2）略

（3）上記（2）について、条例第 11 条第 1 項の規定によりオンブズパーソンは審査した結果、この申立て事項①②にもとづくならば、「学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法及びこの条約に従って運用される」（子どもの権利条約 28 条 2 項）という子どもの教育への権利に関係して、子どもの最善の利益原則（同 3 条）が十分に確保されていない現状が懸念される

ものでした。そこで、オンブズパーソンは6月30日付で市教育委員会、7月1日付で当該学校長に調査実施通知を行い、3人のオンブズパーソンの共同で調査を実施しました。

(4)(5)略

(6)調査開始にあたりオンブズパーソンは、とりわけ、Aさんの「学校に行きたい」「教室に入らせてほしい」という願いの実現に向けて、関係機関と相互に連携して本件の解決に取り組むことを確認しました。そして、現在に至るまで、Aさんとその保護者、市教育委員会、および当該学校関係者からの事実関係等の聴き取りや解決に向けた意見交換を計19回実施しました。その結果、ほぼ申立て等に沿う事実関係を認めうるものでありました。

2. 本件調査の結果

(7)～(14)略

3. オンブズパーソンの判断

(15)申立事項①に関して

学校教育法第11条は、その但書で教員による体罰を禁止しています。体罰とは、生徒及び児童に対する有形力の行使であり、概ね刑法第208条の暴行罪に該当する行為です。このような体罰が、原則的に違法であることは言うまでもありません。例外的に違法性がなくなるのは、いわゆる正当防衛や緊急避難の場合です。

申立事項①のB教諭の行為は、いずれも上記学校教育法が禁止する体罰に該当する行為です。ただ、2月の子ども同士の喧嘩の際に行ったB教諭の行為が、正当防衛に該当するのではないかという問題があります。子ども同士の喧嘩の際に、それを止めるために手や腕を強く握ったり、身体を強く抱きしめる等の程度の有形力の行使は確かに正当防衛に該当するでしょう。しかし、それ以上の有形力の行使は、もはや正当防衛とは言えず、違法性はなくなります。今回のB教諭の行為は、喧嘩を止めた後も叩く、平手で殴るなどしており、Aさんがたとえ興奮していた場合であっても、そのことをもって違法性がなくなるとは言えず、許されるものではありません。

さらに、昨年10月の体罰は、事実誤認によるものであり、大勢の他の生徒の前で行われたものである点で、その問題性はより深刻です。Aさんの立場に立った場合、まさに理不尽で不当な扱いを受け、みんなの前で辱められ、自らの自尊心が傷つけられたという思いが強く残ったことは十分に推測できます。

このような問題を解決するためには、第一に、B教諭及び当該学校がAさんとその保護者との信頼関係を回復することです。そのためには、B教諭が、Aさんの傷ついた心に思いを致し、謝るべきところは謝り、互いに胸襟を開いて、話し合いに努めるべきです。なお、B教諭は、Aさんに対し謝罪したと述べていますが、Aさんは、謝罪を受けたとは認識していません。少なくとも、謝罪が謝罪として認められないというAさんの思いからすれば、「何に対しての謝罪であったのか」「Aさんの怒りと傷つきは何なのか」という理解が双方で共有されていないと考えられます。当該学校は、あらためて「何がどのようにAさんを傷つけて

いたのか」を省察することが求められます。また、当該学校は、Aさんの保護者に対して、一連の体罰に関する事実関係及びそれに対する当該学校の対応を説明する必要があります。

第二に、今後二度とこのようなことがないよう、B教諭及び当該学校は、生徒を指導する前に生徒から話を聴くようにしなければなりません。子どもの権利条約第12条は、子どもの意見表明権を規定していますが、同条は、学校に対して、単に事実関係だけでなく、子どもの気持ちや心情を含めた意見を聴くことを要請しています。オンブズパーソンは、B教諭及び当該学校に対し、Aさんの気持ちや心情に共感し、その思いを受けとめるよう申し入れます。

第三に、市教育委員会においても、体罰が発生した際に、事実関係が適切に把握されていなかったこと、それに関係して、Aさんの気持ちや意見を聴く機会が十分に保障され、かつ尊重されていなかったことが認められます。そのような問題点の背景には、教員の体罰よりも子どもの言動の方を問題にする傾向が強すぎることはなかったのか、体罰はやむを得なかったものと容認してくれることを期待する向きがどこかになかったのか、という懸念を持たざるを得ません。

したが、オンブズパーソンは、関係機関が懲戒権の限界と体罰の違法性・反教育性を再確認して、速やかにAさんとその保護者との相互の対話の機会をつくり、必要な説明責任を遂行されるよう求めます。なお、調査の開始以降、市教育委員会は体罰報告を提出することを当該学校に求めたとオンブズパーソンに対して報告がありました。子どもの救済・擁護に向けた措置の一環としてこれを評価します。

(16) 申立事項②に関して

日本国憲法第26条は国民の教育を受ける権利を保障し、また子どもの権利条約第28条及び29条も子どもの教育への権利を保障しています。このように、子どもの教育を受ける権利を保障しているのは、子どもが個人の尊厳にもとづいて健全に発達する権利を有するからであり、また国民として主権を行使し、民主主義の担い手になる必要があるからです。その意味で、子どもの教育を受ける権利は、最大限尊重されなければなりません。

そのような観点から見た場合、申立事項②における学校側の対応は問題があると言わざるを得ません。

まず、学校が生徒の頭髪や服装等について校則を設けることは、生徒指導の基準という意味で、教育法上認められています。ただ、校則は、あくまで生徒指導の基準、あるいは標準を示すものに他ならず、校則に違反した生徒に対して、何らかの不利益を懲罰として科すことは許されないと理解されています。本件において、Aさんは、校則に違反した服装で登校し、教員から校則に定められた服装に着替えない限りは教室に入れない旨申し渡されています。これは、校則違反をしたことに対して、事実上Aさんの学習の機会を奪うという不利益を科すものです。前述したように、子どもの教育を受ける権利は最大限尊重されなければならないことから、上記学校側の行為が事実上の懲戒処分か指導かは別にして、やはり許されないものと考えます。子どもの最善の利益原則に立てば、オンブズパーソンは可能な限りA

さんの学習を受ける機会が保障されるよう是正を求めます。

次に、Aさんは、教師とのトラブルから、その教師の授業を欠席したことで、別室指導を受けるよう学校側から申し渡され、その個別（別室）指導を受けない限りは、元のクラスに戻れないという状況になっています。つまり、Aさんは、教育を受ける権利を侵害されている状況にあると判断されます。当該学校側は、個別（別室）指導の目的について、主に学校の秩序を維持して生徒・教員が安心して授業に参加できるための措置であり、副次的に学力保障の意味合いもあると述べています。しかし、当該学校側の主たる目的がAさんの教育を受ける権利を制限する正当な事由とは考えられません。もちろん、Aさんが積極的に授業を妨害するなどの行為を行ったということであれば、他の生徒の教育を受ける権利を守るため、教室から排除することには正当な事由があると考えられます。しかし、学校側が述べるAさんの授業妨害というのは、授業中教員がAさんに注意等をして言い争いになる、あるいはAさんが教室から出て行く、授業中私語をするというものです。Aさんの行為は、もちろん認められない行為ですが、たとえそれに対する指導にAさんがたびたび従わないなどのことがあったとしても、Aさんを教室から排除するのは指導の裁量を逸脱したものと考えます。

むしろ、当該学校においてAさんの性格等を勘案し、授業中における注意の仕方を工夫するなどすれば、言い争いや教室から出て行くというようなことも減少していくと考えられますし、何よりも、容認できない行動をとる子どもに対して、行動自体は容認できずとも子どもなりの事情や気持ちをしっかり受けとめていくことが、子どもの立ち直りにつながる教育的な指導であると考えます。当該学校において、生徒を管理の対象と見て、画一的に指導するのではなく、学校においては生徒が主役であり、あくまで生徒の個性を見て弾力的に指導していくべきではないでしょうか。

ただし、Aさんが長期欠席中であることから、遅れた分野の学力を保障するべきであり、その方法の一つとして個別指導をすることはむしろ当該学校側の責務と考えられます。しかし、その場合にも、Aさんとその保護者の意見も十分に聴いて、Aさんにとって最もよい方法で行うべきであり、個別指導を強制することはできません。Aさんが登校することを切実に希望していることに鑑み、早急に（現在夏休み中であることから遅くとも2学期の始業日までに）、Aさんの学習を保障するため措置を求めます。

(17) 前記の通り、Aさんは、当該学校に行くことを切実に希望しており、その希望をかなえることが学校及び教育委員会に課された責務です。オンブズパーソンは、まずもってその責務を果たされることを強く求めます。次に、学校は、体罰が違法であることを教員に対し周知徹底し、再度体罰が起らないことを求めます。更に、子どもの権利条約第28条2項は、学校の規律が子どもの尊厳に適合する方法で及び条約に従って運用することを確保するためのすべての適当な措置をとるよう規定しています。学校の規律秩序を重視するあまり、生徒一人一人の人権をないがしろにしていなか検討することを求めます。また、(15)で既に述べましたが、子どもの権利条約第12条は、子どもの意見表明権を規定しており、学校側に対して、単に事実関係だけでなく、子どもの気持ちや心情を含めた意見を聞くことを要

請しています。今後はその趣旨に則った対応を求めます。更に、問題が生じたときに生徒や保護者に対して、その過程や学校側の対応について説明し、相互の対話を深めて、信頼関係を築くよう求めるものです。

以上

2005（平成17）年8月26日付「勧告」（条例第15条第1項）

オンブズパーソン発、市教育委員会

勧告

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」と略）第15条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

オンブズパーソンは貴委員会が本勧告を十分に尊重され、もって条例が目的とする「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」（第1条）ことが、本件にかかわって、より具体的に達成されるよう強く期待するものです。

記

1. 本件は、オンブズパーソンの調査の結果、ほぼ申立て等に沿う事実関係を認めうるものであり、子どもの権利条約で規定されている「締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置を取る」（子どもの権利条約第28条第2項）という子どもの教育への権利に関して、子どもの最善の利益原則（同第3条）が十分に保障されていない現状にあると判断されました。貴委員会におかれては、「当該学校宛勧告事項（別添写し）」および「本件勧告の趣旨」に十分に留意され、当該学校に対する指導助言にあたられることを求めます。

2. 当該学校の是正等の措置等について、条例第17条の定めにより、オンブズパーソンに速やかに報告いただきますよう要請します。なお、条例の規定により本年10月4日までが本勧告に係わる関係機関の報告提出期限となりますが、当該子どもが長期にわたり欠席している状態にも鑑み、9月9日に上記1.「勧告事項」に関する対応状況、及び当該学校の夏季休業中から2学期初期における取り組み状況についての中間報告をオンブズパーソンにいただきますよう求めます。

以上

Ⅲ. オンブズパーソンの 広報・啓発活動

(予防的活動)

子どもたちへの広報・啓発

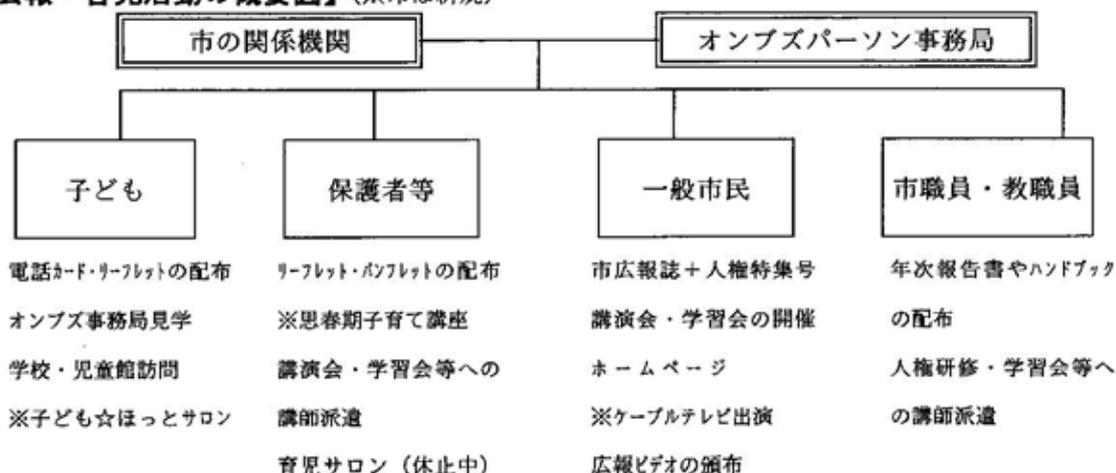
おとなたちへの広報・啓発

制度・活動に関する問い合わせ・視察等の受付

Ⅲ. オンブズパーソンの広報・啓発活動(予防的活動)

条例は、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」(第6条2項)を掲げています。とくに子どもへの人権侵害を防止する観点からは、相談や調査の活動とともに、広報・啓発活動が大切なものといえます。オンブズパーソンは、市の関係機関と連携・協力し、次の概要図のとおり幅広く広報・啓発活動を実施しています(注1)。

【広報・啓発活動の概要図】(※印は新規)



(子どもの権利条約総合研究所編「川西市子どもの人権オンブズパーソン制度に関する調査報告」記載図をもとに作成)

オンブズパーソンは広報・啓発活動の目的を次のように考えています。

- (1) 子どもオンブズパーソンの制度と活動を、子どもや子どもにかかわるおとな、市民に、広く知ってもらうこと
- (2) 子どもオンブズパーソン制度が効果的に活用され、またオンブズパーソンの経験が子どもにかかわるおとなたちに役立てられて、子どもの利益と権利が大切に守られていくこと
- (3) 子どももおとなも一緒になって、子どもの権利条約を大切に活かしていくこと。つまり、子どもたちが元気に希望をもって育ち、子どもを安心して育てることのできる「まちづくり」をすすめていくこと

(注1) 条例は、第21条で、「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする」と定めています。つまり、子どもや市民への広報活動は、オンブズパーソン自らが人権侵害の予防的な観点から行うだけでなく、市の機関が主体的に取り組むことを定めています。したがって、オンブズパーソンが行う広報・啓発活動は、市の機関の取り組みに連携して行うものです。

毎年、上記3つの視点を持って取り組んでいます。今年次はとくに次の諸点に重点を置きました（具体的な活動は後述）。

- (a)子どもが容易にアクセスできるように、一層の工夫に取り組むこと
- (b)子ども自身が「子どもの人権」を身近に考える機会をつくること
- (c)親や教職員等に対して、オンブズパーソン制度がどのような意味を持っているのか共有を図り、これまでの活動経験から具体的な役割と効果を伝えていくこと

第7年次の成果と課題：すでに「I相談活動」で述べられているように、前年次に比べて、子どもの相談件数と子ども（とくに中学生）からの相談の割合が増加していますが、その背景には、子どもを対象とした広報・啓発活動の浸透状況がうかがえます。オンブズパーソンが講師を務めた講演会や学習会に参加した保護者から相談が寄せられ、子どもの救済を図ることが可能になった例も少なくありません。また、小学生のオンブズパーソン事務局見学が行われたあとや、電話カード等の配布のあとには、一時的に子どもたちからの相談が増えることがあります。したがって、広報・啓発活動は、実際に困っている子どもやその保護者のアクセスを左右する重要な活動であると認識するところです。

オンブズパーソンの名前を聞いたことがあっても、実際に利用するには勇気がいる、相談したあと、どうなっていくのだろうかという不安の声も聞きます。しかし一方で、オンブズパーソンと実際に出会い、オンブズパーソン制度やその活動を具体的に理解することで、利用する際の不安が軽減されるとも聞きます。

今後もオンブズパーソンがより継続的・効果的な発信ができるよう、市の関係機関が主体的にその環境や条件整備を図っていくように強く期待するところです。とくに学校園等の教職員の研修会・学習会等の機会が依然として少ないことから、例えば、本冊子「子どものオンブズ・レポート」の内容をもとに、オンブズパーソンと現場の教職員と積極的に意見交換ができる機会を望んでいます。

□子どもたちへの広報・啓発□

第7年次に実施した子ども対象の広報・啓発活動のあらまは、次のとおりです。

電話カード・改訂版リーフレットの配布：市内の学校園や保育所などに依頼して、5月に「子どもオンブズ電話カード」（図Ⅲ-1）を配りました。相談を寄せてきた子どもたちからは、このカードを日頃から持ち歩いたり、大切に家に置いているとも聞きます。10月には、オンブズパーソン制度の仕組みを図式にした「子ども向けリーフレット（改訂版）」（図Ⅲ-2）を配布しました。改訂内容について子どもに尋ねると、前回より「わかりやすい」と概ね好評です。オンブズパーソン制度が「認知」されることは大事なことです。しかし、それだけでは、子どもが積極的にオンブズパーソンにアクセスすることは難しい状

況もあります。より一層、子どもに理解されて、必要なときには安心して活用されるように努めています。

小学校・児童館等への訪問活動：市の関係機関からの要請を受けて、オンブズパーソンと相談員が小学校や児童館に訪問し、直接子どもたちに出会ってきました。小学校では、一緒に給食を食べたり、昼休みに遊んだり、「子どもの人権」について考える授業を行いました（写真Ⅲ-1）。児童館では、自分も人も大切に作る仲間作りを学ぶワークショップを行いました。また、「オンブズパーソンのことについて知って、みんなで考えよう」というテーマで、子どもネット（注2）とオンブズパーソンの交流会を行いました（写真Ⅲ-2）。直接子どもたちと出会い交流することは、「子どもから顔が見えるオンブズパーソン」として、より身近な存在に感じてもらうためにも非常に意義深い活動です。

【訪問した小学校6年生の感想から(一部抜粋)】

オンブズパーソンのカードは前から学校でもらっていたけど、どういう所か？というのはあまり知らなかったです。でも今日の話聞いてわかりました。

私は「おとななんて、子どもの気持ちなんかどうでもいいんだ」とずっと思っていました。でも、オンブズの話をして、子どもの気持ちがわかる人がいたんだと思いました。

「私は最初、オンブズって秘密とか守ってくれるのか、親に言うのかなとか思っていました。でも実際にオンブズの人に相談した人の感想などを聴くと「リラックスできた」「秘密を守ってくれてよかった」などの感想が出たので、悩み事があったら、オンブズに相談してみようと思います。

いじめられたら一人で悩まなきゃいけなくて不安だったけど、オンブズパーソンの人に相談できるので少し安心になりました。

オンブズパーソンの仕事のことや人権についてよくわかりました。これから「人権」を考えて生きていきたいです。

学校で何回か人権の勉強をしたけど、オンブズの方の話聞いて、あらためて人権の大切さがわかりました。自分もまわりのみんなも大切にして、生きてゆこうと思いました。

川西市は人権などのことについて積極的にやっていることを知り、とてもすごいなあと思いました。これからもこの大事な仕事を続けてくれると心強いです。

(注2)「川西子どもの人権ネットワーク」の略。市教育委員会から支援を受けて、子どもの権利条約に基づき、子どもたちの居場所を作り、子どもたち主体で活動を行っている団体。

川西市 じんけん
**子どもの人権
 オンブズパーソン**

だいたいな
 んぎん

ひとりで悩まないで。

編集・発行 川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
 〒868-8501 川西市中央町12の1 ☎072-740-1235
http://www.city.kawanishi.toyota.jp/eaww/ci/tywork/kdn_omb/

こまつたとき……
 あやんだとき……

☎ **0120-197-505** 740-1234

月～金 10時～18時 このほかの時間に、留守番電話で
 あなたのメッセージを受けつけてお返事します。

川西市子どもの人権オンブズパーソン

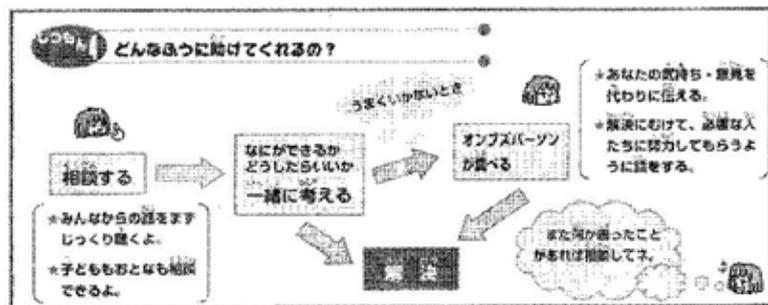
ちんちん
 ヒモッぽまもるよ

相談員
 です

みんなのうたを
 ずっくら
 オンブズパーソン
 です

おとこの人
 相談できます。

図Ⅲ-1 電話カード



図Ⅲ-2 リーフレット（表紙）とオンブズパーソン制度の仕組みを図式化したもの（内容）



写真Ⅲ-1 小学校への訪問活動



写真Ⅲ-2 「かわにし子どもネット」と交流会の様子

「子ども☆ほっとサロン」開催：今年次の新しい取り組みとして、10月から中・高生向けの「子ども☆ほっとサロン」を開いています（毎月1回／場所：子どもオンブズくらぶ）。子どもたちにとって、学校や家庭以外の安心してほっとできる空間が必要なことが活動を通じて見えてきたこと、つまり、子どもの救済にとっては、子ども自身の多様な「居場所」とそこでの人とのつながりが、子どもの回復に大切であるということから開催となりました。おとなが「提供」する空間ではなく、ともに創っていく空間として、子どもとオンブズパーソン相談員が参加しています。詳しくは「コラムー活動の風景」で、開催経緯とその様子を記しています。

子どもたちの事務局見学：市内の多くの小学校では、3年生1学期後半に市役所の見学が実施されていますが、その際に3階のオンブズパーソン事務局も見学してもらうことにしています。子どもたちが事務局を訪れると、紙芝居を用いてオンブズパーソンのことを説明しています。これを機に相談につながるケースもあり、事務局見学の重要性が増しています。

そのほか：第7年次では、市教育委員会と連携して、中学校2年生の「トライやるウィーク」の受け入れを行いました。今年は3つの中学校からの受け入れを行いました。子どもたちは、子どもの視点から効果的な広報・啓発方法を考えてくれました。そのひとつに、制度の仕組みをわかりやすく図式にした方がよいという意見があり、その後、リーフレット等に活かされています。

□おとなたちへの広報・啓発□

主に市の機関や社会教育関係団体等からの要請を受けて、オンブズパーソンや相談員が参加して実施しています。第7年次は、計33回、延べ1057人の参加者がありました（表Ⅲ-1）。

市機関職員対象（市の機関主催）：市長部局・教育委員会など、それぞれの職場からの要請を受けて、オンブズパーソン等が講演会や学習会に参加し、オンブズパーソンの制度や活動をはじめ、子どもの人権、子育てや教育・保育をテーマに報告や講演、交流をしてみました。

【主な研修会・座談会等】市内保育士対象人権研修「子どもを虐待から守るー保育所のもつ役割と職員の責務」／保育所長会懇談「子どもオンブズパーソン活動の取り組みー子どもの救済について」／保育士初任者研修「子どもオンブズパーソン制度について」／市教育委員会所属人権研修「子どものSOSを受けとめてーこれまでの活動と経験をふりかえって」

表Ⅲ-1 オンブズパーソンが参加した研修会・学習会等(市内)

年次等 対象	第3年次 2002年		第4年次 2003年		第5年次 2004年		第6年次 2005年		第7年次 2006年	
	回数	参加者数								
(A)市機関職員等対象	20	781	11	406	20	493	15	448	18	428
市長部局職員(保育士含む)	7	242	5	235	8	175	9	237	10	273
市教委職員	3	85			9	248			7	140
市学校園教職員	4	106	6	133	3	70	5	178		
その他関係者	6	348	1	38			1	33	1	15
(B)市民等対象Ⅰ	26	619	14	412	16	523	8	302	7	211
民生児童委員	4	75	1	19						
人権擁護委員	1	10								
PTA関係	5	280			5	243	3	111	5	183
かわにし子どもネット	2	39	2	31	3	153			1	18
市同和・人権教育協議会	2	64	1	34	1	32				
小学校区人権啓発推進委員会	9	114	2	65	3	57	1	16		
人権学習グループ	3	37	2	23	1	10	1	14		
公民館等の講座			4	158	3	28	1	30		
その他			2	82			2	131	1	10
(C)市民等対象Ⅱ	24	166	14	77	7	15	8	182	8	418
思春期子育て講座									2	24
小学校訪問等									2	200
子ども☆ほっとサロン									3	14
年次報告会									1	180
市内合計	70	1566	40	895	43	1031	31	932	33	1057

(注)表中の(A)(B)(C)は次のものを指す。

- (A)市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修会等。
- (B)社会教育関係団体等が主催した学習会や市の機関が市民等対象に開催した講座等。
- (C)オンブズパーソンが独自に主催した子ども、おとな、市民等対象にした学習会や座談会等。

市民等対象Ⅰ(社会教育団体等主催)：とくに PTA 関係や「まちづくり出前講座」(男女共同参画推進委員会)、校区人権啓発委員会など、各団体から要請を受けて参加しました。オンブズパーソンの制度や活動を知ってもらうだけでなく、子育てや子ども理解の具体的な情報など、できるだけ身近なテーマを取り上げて、オンブズパーソンや相談員の経験をもとに意見交換しました。

【主な研修会・座談会等】社会教育団体指導者研修「子どもの人権を考える」/保育所保護者懇談会「子育てにおける第三者の役割」「ともに楽しい子育て」/まちづくり出前講座「子どもの人権オンブズパーソン制度について」/小学校区人権啓発推進委員会「子どもの人権について」/PTA 教育部会研修「子どもオンブズパーソン活動について」

市民等対象Ⅱ（オンブズパーソン主催）：オンブズパーソン制度と活動の理解がより一層深められること、子どもの人権について理解を図っていくことを目的に、報告会や講座を持ちました。

第6年次オンブズパーソン活動報告会（写真Ⅲ-3）

3月、ひろく市民を対象にオンブズパーソンの制度運営の報告会を行いました。当日は、180人以上の参加があり、第6年次の活動概況や特徴を報告しました。また、続いて子どもの権利総合研究所（代表・喜多明人 早稲田大学教授）による調査報告がありました。川西市子どもオンブズパーソン制度に関する意義や成果、課題を分析した第三者的評価であり、オンブズパーソンにとっても、今後どのような活動がより効果的なのかを検討するうえで、貴重な分析が行われました（注3）。

思春期子育て講座（写真Ⅲ-4）

今年次は、これまで要望が多かった「思春期の子育て」について、羽下大信オンブズパーソン（甲南大学教授・臨床心理）が講師をつとめ、「少年・少女期から思春期へ—そこでのおとなの役割—」というテーマで開催しました（連続2回）。少年事件など子どもの問題が社会的な関心を集める中、思春期の子どもを持つ保護者を中心に延べ20人以上の参加がありました。子ども理解について、具体的な事例をあげながら、参加者とともに考えました。「親としてどう子どもとかわればいいのか、考える大きなヒントになりました」、「おとなも子どももたくさんの人とかわることが大切だと思いました」という感想も寄せられ、実際の子育てをする上で参考になったようです。

ホームページ・広報誌等：今年次は、市の広報紙面や多様なメディアを通じて、オンブズパーソンの存在が広く知られるところとなり、これらをもとに相談が寄せられたこともありました。

ホームページ「子どもオンブズニュース」を毎月更新。各種講座開催の告知や事務局からのお知らせ、オンブズパーソンや相談員によるコラムを掲載。／川端利彦専門員（元オンブズパーソン・児童精神科医）による、人権啓発シリーズ『生きる』（「川西市広報」4月号から毎月1日号）を連載／PTA連合会広報紙「子どもの笑顔を守る」／ケーブルテレビ「第6年次オンブズパーソン活動報告会」（4月放映）、「特集・子どもオンブズパーソン活動について」（12月放映）



写真Ⅲ-3 第6年次オンブズパーソン活動報告会の様子



写真Ⅲ-4 思春期子育て講座の様子

(注3) 詳しくは、荒牧重人・浜田進士・半田勝久「公的第三者機関による子どもの救済の現状と課題―「川西市子ども的人権オンブズパーソン制度に関する調査報告書」2004年度版から―」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究第7号』（日本評論社、2005.7）を参照。

□制度・活動に関する問い合わせ・視察等の受付□

子どもの安全、安心をどう守っていくのかについて、社会的な関心が高まる中、今年度も子どもオンブズパーソン制度について、157件の問い合わせ等（視察受入を含む）がありました。他市の行政機関や議員からは、類似制度を検討する一環としての問い合わせが多くみられました。行政監視・苦情処理型ではなく、子どもの人権救済型・行政改善型を志向する本市の制度の機能に関心を持っていただいているようです。

表Ⅲ-2 制度に関する市外(一部市内)からの問合せ・視察等受付件数

問い合わせのあった機関等	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	第7年次
行政機関	51	56	45	47	54
自治体議員・国会議員等	37	11	21	11	7
市民団体・マスコミ等	42	22	46	29	26
個人（市民・研究者等）	35	50	72	63	70
合計件数	165	139	184	150	157

研修・学習・研究での問合せ等：大学等の研究機関・社会福祉団体、他市の子どもの人権グループ、子育てグループ等の団体からの視察や問い合わせのみならず、オンブズパーソンや相談員に対して講演や執筆等の依頼も多くありました。さらに、大学生や大学院生が共同プロジェクトや論文執筆のために、資料請求をしてきたり、実際に視察に訪れることもありました。

国や自治体からの問合せ等：全国にわたる地域からの問い合わせや視察があり、行政機関の多くは自治体の福祉関係機関や教育委員会でした。そのなかには、内閣府からの要請で、子どもの権利条約の国内の実施状況について、国連・子どもの権利委員会に政府報告するための情報提供依頼もありました（注4）。

子どもオンブズパーソン制度の効果に関する訪問調査：昨年次に引き続き、子どもの権利条約総合研究所（代表：喜多明人 早稲田大学教授）による追加調査を受けました。同研究所が独立行政法人福祉機構からの子育て支援基金助成を得て行われたものです。今回の調査においては、前回十分に対象化できなかった就学前や小学校低学年、障がい児施設の子どもたちに焦点をあて、実施されました。

第4回「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム：今回で4回目を迎えた「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムが10月13日～14日、千葉県市川市で開催されました（注5）。1日目は全体会「子どもの安心と安全のまちづくり」、2日目は5つのテーマで分科会が開かれ、川西市子どもの人権オンブズパーソンは、「子どもの相談・救済」の分科会に参加、活動状況等を報告しました（写真Ⅲ-4）。また、シンポジウムの開催に伴って「子どもの相談・救済に関する関係者会議」が開かれました。公的第三者機関を設置して子どもの救済・擁護を図っている自治体の関係者（川西市・川崎市・埼玉県・多治見市等）や研究者とのあいだで、活動状況の報告や意見・情報交換が行われました。



写真Ⅲ-5 市川市で開催された、第4回「地方自治と子ども施策」の分科会「子どもの相談・救済」の様子

（注4）子どもの権利条約を批准した締約国は、定期的に、条約にある権利の実現のためにとった措置に関する報告を、国連・子どもの権利委員会に提出することが約束されています。委員会は、締約国の報告書をもとに、政府代表をはじめとする様々なレベルで対話を行い、条約の実施の検証および促進を図ります。

（注5）このシンポジウムは、2002年に川西市で、2003年に川崎市で、2004年は岐阜県多治見市で開催されました。子ども施策を自治体の重要な課題として積極的にとらえる自治体関係者と、子どもの権利条約の実施と普及をめざして研究を進める子どもの権利条約総合研究所が共同して始めた全国的な実践的研究です。

IV. オンブズパーソンの 会議等と情報公開

**オンブズパーソン会議の開催状況
個々の事例に関する研究協議
情報公開の対応**

IV. オンブズパーソンの会議等と情報公開

条例に基づいて、条例運営の重要事項についてはオンブズパーソン会議を開き、3人のオンブズパーソンが話し合って決定します(条例施行規則第5条第2項)。

「重要事項」とは、オンブズパーソンの職務を果たすために必要な役割分担、調査の中止や打ち切り、勧告や意見表明などの公表、市長への年次報告やその市民への公表などについてです。これらは、オンブズパーソンが子どもの最善の利益を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するために、とりわけ重要な事項です。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除けば、積極的に公開することが原則となります。もちろん、この原則は、勧告・意見表明などの条例上の対処についても適用されます。これは、川西市の子どもたちが置かれている現状や課題をできるだけひろく市民に知ってもらい、ともに力を合わせて、子どもの最善の利益の実現に努力するためです。

表IV-1 第7年次(2005年1月～12月)オンブズパーソン会議の開催状況

会 議	開催期日	議 案 等
第1回会議	2月17日	(議案第1号) 第6年次報告書について
第2回会議	4月8日	(議案第2号) 代表オンブズパーソンの互選について (議案第3号) 2005(平成17)年度オンブズパーソン事務局の事務分掌について (報告事項) ① 2005(平成17)年度オンブズパーソン事業に係る当初予算について
第3回会議	4月22日	(議案第4号) 調査相談専門員のうち専門員の選任について (報告事項) ① 2005(平成17)年1月～3月の相談等の受付状況について
第4回会議	12月16日	(議案第5号) 条例運営について (報告事項) ① 2005(平成17)年1月～11月の相談等の受付状況について ② 2006(平成18)年度オンブズパーソン事業に係る予算計画について

□オンブズパーソン会議の開催状況□

第7年次では、オンブズパーソン会議は、計4回にわたって開催しました(表IV-1)。審議された各議案のあらまは、次のとおりです。

○議案第1号

条例第20条により第5年次報告書の市長への報告、並びに公表を行うにあたって、報告事項や内容について最終検討を行い、全員一致で確認しました。

○議案第2号

第3期のオンブズパーソン委嘱期間満了に伴い、条例第5条第2項の規定によりあらためて代表オンブズパーソン及び代表オンブズパーソン代行の互選を必要とし、代表に田中文子氏、代表代行に羽下大信氏が選任されました。

○議案第3号

オンブズパーソンの第三者性や昨年度より実施しているチーフ相談員制を考慮して、事務分掌について一部改善を提案し、川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局事務分掌要綱第3条第2項により審議の結果、全員一致で可決しました。

○議案第4号

調査相談専門員のうち専門員の任期が満了となり、次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソン経験者3名、相談員経験者1名、公民館長(元学校長)1名の計5名の推薦を全員一致で決定しました。

○議案第5号

条例第20条に基づく運営状況の市長への報告と公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次報告書の作成内容等を提案され、審議の結果、全員一致で可決しました。

□個々の事例に関する研究協議□

上に述べたオンブズパーソン会議とは別に、条例上の手続きとしては会議の開催・議決を必要としない事項でも、できるかぎり3人のオンブズパーソンが意見交換し深める機会を持ったり、ケース検討をしてきました。これを「研究協議」と呼んでいます。

○状況と内容等

オンブズパーソンそれぞれの専門分野からの知見、相談員や事務局などの報告をもとに、具体的な相談活動や調査活動の対応の検討や事例研究を行い、あわせて条例の解釈・運用の研究なども行ってきました。原則として毎週金曜日の午後に全員が集まり、協議はほぼ毎回4時間以上を要しました。特に相談員にとっては実践的な研究・研修の機会ともなるものです。

個別具体的に子どもの最善の利益を図るには、どういう支援がその子どもに必要なのか。個々の事例をそれぞれの専門分野から丁寧に検討し、意見交換していくことは、相当な時間を要するものです。このような研究協議での意見交換を参考にして、基本的には担当オンブズパーソンの判断で個々の案件への対応が図られてきました。また、研究協議の中で、条例にもとづくオンブズパーソンの合議等が必要と判断される事項が出てきた場合には、あらためてオンブズパーソン会議を開催し審議してきました。

第7年次では、このような研究協議は計45回に及んでもたれました。ただし、研究協議は具体的な個人情報を多く含む事例を扱うため、原則非公開としています。

□情報公開の対応□

情報公開にあたっては、原則オンブズパーソン事務局で対応しています。

第7年次は、市情報公開条例第6条の規定にもとづく公文書の公開請求及び市個人情報保護条例第21条の規定にもとづく個人情報の開示請求はありませんでした。

ただし、昨年より市個人情報保護審査会へ諮問している案件については、継続して審理されているところです。

なお、子どもの人権オンブズパーソンの制度運営においては、公開・開示請求を受けるまでもなく、子どもの最善の利益を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開・開示することが原則といえます。その意味において、とりわけ条例上の対処(勧告・意見表明等の情報)に関する情報公開は、個人情報保護に最大限の配慮をしながら、積極的に行なうべきものといえます(オンブズパーソン条例第20条、施行規則第22条)。

そこで、それらについては先の「II.オンブズパーソンの調査活動」で概要や条例上の対処の一部を公開するものです。